

Title	舊新發田藩の新田政策と土地慣行
Sub Title	
Author	小野, 武夫(Ono, Takeo)
Publisher	三田史学会
Publication year	1926
Jtitle	史学 Vol.5, No.1 (1926. 3) ,p.65- 144
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19260300-0065

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

舊新發田藩の新田政策と土地慣行

目次

緒言

- 第一 新發田藩の沿革
 - 第二 郷村制度の概要
 - 第三 財政仕法
 - 第四 溝口氏の開墾政策 其の成績
 - 第五 開墾の方式
 - 第六 特殊土地慣習の發因及其形態
 - 第七 土地制度の缺陷と農民 争
- 括要

舊新發田藩の新田政策と土地慣行(小野)

(KND)

125

緒 言

(イ) 次

大正十四年六月九日より十五日に至る一週日の間、北越地方、就中舊新發田藩の中心地帯たる北蒲原郡内に於ける土地慣習の實地調査を試みた。時恰も初夏の候に際し、蒸し暑い天氣續きてあつたにも拘らず、小作官妹尾久雄氏の周到なる東道と、村々の有志及び當事者の隔意なき會見により、略ぼ舊新發田領内に於ける新田開墾の由來方式及び土地慣習の概要を知ることを得た。僅かに一週間の探訪であつたに拘らず、豫期の調査を成し遂げ得たことは余にとりて寧ろ望外の幸であるが、是偏に調査の事を援助せられたる妹尾小作官、長嶺新潟地方裁判所新發田支部長及び其他地方有志の援助の賜たることを特記して感謝する次第である。

(ロ) 參 資料説明

本問題の調査に要せし主要なる参考書を説明して置きたい。

1 吉田東伍氏著「日本歴史地理の研究」及「越後の歴史地理」越後、殊に蒲原地方の歴史及地理を案する資料としては、故文學博士吉田東伍氏の著述を第一に數へねばならぬ、同博士は蒲原郡の出身であつて、其の郷土の歴史地理に就ては絶へず研究を續けて之を講演し、又は新聞雜誌に寄稿して郷土史學に貢獻する處多大であつたが、此處に掲ぐる兩書の如きも、同博士が生前の述作に係り、氏の没後令弟高橋義彦氏の手により類集刊行せられたものである。

2 大木金平氏著「郷土史概論」

此書は北蒲原郡紫雲寺村米子尋常小學校長大木金平氏の筆に成り、大正十年に刊行せられたるものであつて、其の紙數數千餘頁に亘る大冊であるが、其内容の梗概を示せば第一篇地的研究に於ては紫雲寺湯の生因と其の性質を、第二篇史的研究に於ては村の創造、郷土に於ける先住民、郷土の沿革、所屬郡郷と管轄、宗教、社會の教化及び郷土の俗諺をも述べ、第三篇には年表を掲

げ、第四篇には明治十一年第二十四大區小三區村誌を掲げてある。凡そ日本の各地に於て編輯せられたる所謂郷土誌類は無数であるが、本書の如く廣汎に且又精密に調査せられたものは稀に見る處である。大木氏は實に其郷土たる紫雲寺村に關する資料を蒐集せられたばかりでなく、郷土に關係ある越後の史料は普く之を蒐め、且つ郷土の歴史地理を説明するに、一般國史の上より觀察し、諸家の學說立論を引用して、村内に於ける大小の地物及び歴史上の出來事に一々脈絡を保たせつゝ其意義を明かならしめて居る。書中其論斷の當否に就ては多少疑義を懷かしむるものが無いではないけれども、斯くも古代より近世に亘り自村を中心として廣く資料を蒐集し、之を整理して體系に組みたる著者の努力と其功績に對しては尊敬の念禁ずる能はざるものがある。聞く處によれば著者大木氏は此の著述の爲めに、二十年の歲月を費し、其の多忙なる教務の傍ら、日曜毎に自轉車を驅りて彼處此處と駈け廻り、且つ中央に於ける夫々の専門學者とも常に來往して意見を徴したとのことである。舊來新發田藩に於ては未だ一の藩史さへ編輯せられて居無い今日、大木氏により斯の如き内容を有する好者が世に公にせられたのは、郷土史學の照明として幾久しく後世の學界を益することであらう。

3 新潟縣地主發祥(生?)の原因

本文は元新潟縣囑託、武藤喜一氏が新潟全縣下に於ける新田開發の歴史を取捕へ、殊に北蒲原地方の史實を考證して雜誌「斯民」に掲載したものである、其論ずる處は多く地主の功績及び徳望を推讃して、開拓事業の本質に觸れざるの嫌はあるが、新發田藩の中、殊に福島潟附近の開墾の由來を知るには逸すべからざる資料である。

4 新潟縣下に於ける小作問題

本書は大正十三年十一月、新潟縣廳が特に當時の縣官諸橋襄氏に命じて調査せしめたる謄寫版刷七十餘枚の小冊子であるけれども、新潟縣下に於ける小作慣行及び小作問題の本質を究むるには好參考書であるが、惜むらくは、祕密書類にして公刊せられて居ないことである。

5 紫雲寺潟開墾書類

本書は明治十三年紫雲寺村竹前新太郎氏が縣の命により書き出したるものを、當時の新潟縣令永山盛輝氏が修史館監事三浦安氏

に宛提出したる草稿本であつて、紫雲寺湯開墾の由來を知るには頗る有益なる根本資料である。余の編纂中に係る「日本農民經濟叢書」中に収録して在る。

6 開發年限屆出

舊新發田藩士溝口景福氏の所藏に係る稿本であつて、永祿元年より延寶三年に至る新發田藩の新田開發年次を列記したる有益なる稿本である。

7 堤外地御調査中御用届帳（明治十四年作製）

同じく溝口景福氏の保藏に係るものであつて、窪河原村地方に於ける開墾事蹟に關する史實を載す。

8 窪河原村出戸川原略繪圖

同じく溝口景福氏の所藏に係る單葉の筆寫圖であるが、此の地圖の指示により當時の開墾者と地元村との關係を窺ふことが出来る。

9 新潟縣小作慣行調査書

本書は大正十三年新潟縣廳が農商務省の通牒に基き、管内の小作慣行を調査したるものである。其の調査の企てられたる動機と形式の關係上、餘りに劃一的にして地方的特色の現はれて居ない恨みはあるが、縣下に於ける小作慣行の概要を知るに足るの資料である。

10 村是調査書

大正六七年頃、新潟縣廳の命令により全縣下に亘り町村是の調査を行はしめたことがあるが、余は主として、舊新發田藩域中北蒲原郡左記二十六ヶ村の村是調査書を蒐集した、村是調査書類が本問題に貢獻する學問的價值は餘り大きいものには無いが、其れでも之により各村の成立の由來の大體と其狀勢とを知り得る便利があるから、採つたのである。

一、村是（大正六年調査）佐々木村

一、村是（大正九年調査）加治村

- 一、新發田町是（大正六年調査）
- 一、川本村是（大正四年調査）
- 一、中條町是（大正十年調査）
- 一、村是（大正五年調査）中浦村
- 一、分田村是（大正五年調査）
- 一、堀越村是（大正五年調査）
- 一、水原町是（大正八年調査）
- 一、神山町是（大正六年調査）
- 一、岡方町是（大正七年調査）
- 一、長浦村是（大正六年調査）
- 一、松浦村是（大正十一年調査）
- 一、米倉村是（大正六年調査）
- 一、赤谷村是（大正六年調査）
- 一、鴻沼村是（大正四年調査）
- 一、猿橋村是（大正六年調査）
- 一、松ヶ崎村是（大正六年調査）
- 一、村是（大正六年調査）紫雲寺村
- 一、松城村是（大正七年調査）
- 一、築地村是（大正五年調査）
- 一、乙村是（大正六年調査）

舊新田藩の新田政策と土地慣行（小野）

一、中條町是（大正十年調査）

一、五十公村是（大正七年調査）
イッミ

一、本田村是（大正六年調査）

一、菅谷村是（大正十三年調査）

11 此他北蒲原郡役所編纂に係る「北蒲原郡是」新潟地方裁判所新發田支部保管の小作訴訟書類、紫雲寺村大字住吉横野嘉左衛門氏所藏の永小作訴訟書類、申浦村大字天王市島事務所保管の永小作書類は本問題の傍證資料として又有益なる文献である。

（八） 故老及當事者との會見並に現地 inspection

本問題に關する有識の故老としては舊新發田藩士にて往時八百石の食祿を給せられたる家老の末裔溝口景福氏（五十六歳）を新發田町逗留中或は當方より往訪し、又は氏の來訪を宿舎に請ひて數回面談を遂げたのであるが、同氏は舊藩時代の家柄丈けあつて克く新發田藩の故實に通じて居られる。又舊藩時代勘定奉行の家柄たりし田宮鐵太郎氏（六十二歳）にも特に請ふて會見することを得たが、同氏の家は往時農民と最關係深き年貢收納の役を勤めて居られた丈けあつて、當時の下情に精通して居られることが嬉しく思はれた。殊に田宮氏が歸京後余の照會に對して有益なる回答を寄せられたことは重ねて感謝する次第である。

次に土地慣行の當事者としては地主側に於ては市島家の波多野英太郎氏、水原町長佐藤逸策氏水原町大字山口の畠山傳氏と會談し、小作側としては水原町大字下條恩田重松氏、本間伊三郎氏及び大字大月の小池清三郎氏とも會見して親しく面談を遂げた。尙ほ舊新發田藩に於ける新田開發の代表的地勢を成し且つ最主要なる干拓の成業地たる福島潟の湖岸及び舊紫雲寺潟跡たる紫雲寺村に就ては妹尾氏と同道して現地の檢分を了した。此の兩地中、紫雲寺村は單に舊紫雲寺潟の跡に打立てられたる村落たることを回想するに止つたけれども、福島潟の縁邊を週航することにより、其地に於ける新田開發の順序と、作人勞耕の模様とを實際克く視ふことを得た。

（二） 土地慣習の地方的名稱及特殊の地物

舊新發田領を含む北越地方に於ては他人の土地を小作することを「水入れ」と云ふ、其意は他人の土地に灌溉して耕作を爲すと

のことから起つた名稱であらふ、小作證書にも「水入證書」と記るすが普通である。又小作料のことを「入附米」又は「手代」と云つて居るが、入附米の用語の方が一層普通に行はれて居る。又北陸地方の一般的状態として水田の畦畔に稻架ハザバと稱へて冬期落葉する樹木を行儀よく植付け、其枝を刈り込んで在るのが到る處に見える、之は關西九州地方の農家の全く知らざる處で、秋期收穫の際稻を掛けて乾燥する際に必要なる地物で在つて、稻作栽培には是非共缺くべからざる田圃の上の設備である。現に今日でも畦畔を境界とする小作爭議に於て其一方が此の稻架を貸すか、貸さぬかによりて和解の成否が決する場合が尠くないと云ふ。

(ホ) 調査地域に於ける天領と私領との交錯

本篇の主眼とする處は舊新發田藩の土地慣行を見んとするにあるけれども、蒲原五郡を地域とする溝口氏の領地の中に點々として或は天領が混在し、又は他藩の私領や飛地が彼處此處に交つて居つたのであるから、實際上に於て溝口氏の開墾政策のみを述ぶるのは不可能であり、又若し單に溝口氏の領域のみに限定して觀察を下せば、却て其正鵠を穿ち得ぬ結果となるの虞がある。故に本篇に於ては舊溝口藩の土地慣行を主體として研究を試みるものであるけれども、同時に其藩域に散在したる天領及び他領の史實をも包含するものであることを特記し置く次第である。

第一 新發田藩の沿革

舊新發田藩は今の新潟縣東蒲原郡、西蒲原郡、北蒲原郡、南蒲原郡及中蒲原郡の五郡を包容せる一帯の地域に跨つて居つたのであるが、其藩主溝口氏は豊臣秀吉の麾下たりし溝口秀勝を以て其の始祖とするのである。

溝口氏の遠祖は新羅三郎義光に始まり、其曾孫惟義は承久の亂の時、功により常陸國鹿島郡溝口村を賜給せられ、其十世の孫勝政は尾張中島郡溝口郷に轉住して溝口氏を稱したのであるが、其男於竹節ち

秀勝は天正九年に於て織田信長に仕へ、逸見昌經の遺跡たる若狭小濱の地五千石を領したが、天正十一年豊臣秀吉に仕へ、柴田勝家との合戦に於て功あり、加賀大聖寺を賜ひ、四萬四千石を領した。此年より秀吉の信望益々厚く、特に一字を賜ひて秀勝と稱し、慶長三年四月、越後新發田に移封せられて幕末に及んだものである。一説には秀勝大に秀吉の殊遇に浴したるより、當時の僚將石田三成に嫉まれ、遂に三成の謀計により秀吉を動かして沼澤荒廢の地たる北越の野に秀勝を移すに至つたのであると云ふ。

〔大日本人名辭書〕、「國史大辭典」及び溝口景福氏談）斯くて、溝口氏は秀吉の重臣於竹郷により始まるのであるが、同家は慶長年度に新發田に入封してから三百年の永き間、敢て改易せらるゝ等のことななくして明治維新に及んで居る、凡そ徳川時代に於ける列藩の數は二百有餘を算して居るが、其中薩摩の島津氏の如きは姑く別とするも、桃山時代より江戸時代の終期まで一地に安居したものは全國の中でも指を屈する程しか無いのである。溝口氏が外様大名の一人であるにも不拘、斯くも同一地に永く安居するを得たのは。藩の始祖秀勝公以降累代の藩主が藩内の政治、經濟、産業の諸方面に亘りて功を積み、以て一方には幕府の信任を繋ぐと共に、他方に於ては領内人民の生産業を振興したるに基くものである。今溝口氏歴代の藩主の氏名を掲げて見れば

第一代 溝口 秀勝

第二代 溝口 宣勝

第三代	溝口宣直 <small>ナホ</small>	第九代	溝口直信 <small>ナホ</small>
第四代	溝口重雄 <small>オ</small>	第十代	溝口直候 <small>トキ</small>
第五代	溝口重元 <small>モト</small>	第十一代	溝口直諒 <small>アキ</small>
第六代	溝口直治 <small>ハル</small>	第十二代	溝口直溥 <small>ヒロ</small>
第七代	溝口直溫 <small>アツ</small>	第十三代	溝口直正 <small>マサ</small>
第八代	溝口直養 <small>ヤス</small>		

の十三代を數ふるのであるが、「日本國誌資料叢書「越後佐渡」及「國史大辭典」）、茲に尙ほ特記せねばならぬことは、曾て溝口氏が豊臣氏の寵臣であつたと云ふので、徳川氏から後年特に猜疑の眼を以て見られ、嚴重に監視せられたことである。即ち幕府は或は新發田領内に天領を存置し、或は他藩に分屬せしめて其の動靜を覗ふたのである、例へば享保八年には柳澤吉保の二男時經を甲州より轉じ黒川に於て一萬石の食邑を與へ、同年時經の弟柳澤時隆は又甲州から轉じて加治郷三日市に移封せられた、此他水原には幕府時に代官を置きて、公領六萬石を支配せしめ、更に又領内一部の地をば盤船の村上藩に分屬

せしめ、或は又會津領を分置し、又は白河氏の領地を置くなど、其の封土を彼處此處に犬牙錯雜せしめて、幕府は溝口氏の行動を牽制せしめんとしたのであるから、徳川幕府に對する溝口家の氣兼ねは並大抵のことでは無かつたろうと思はれる。（「新潟縣北蒲原郡是」）

溝口氏が慶長三年に入部したる當時は、其の草高は五萬石に過ぎなかつたが、其後年毎に開拓事業を起し、新田を開きたる結果、領内に於ける實收高又大に増加し、萬延元年十二月には徳川幕府より十萬石に増封すとの允許があつたが（「徳川加除封録、徳川除封録」）其の實際の石高は既に二十萬石に達して居たのであると云ふ。

維新後に於ける舊新發田藩の行政上の變遷を見るに、明治二年七月には新發田領は水原縣の所管に屬し、翌三年三月には水原縣の廢止と共に新潟縣の所管に移り、明治七年には舊新發田藩の領域の一部は新潟縣に一部は新發田縣に屬したが、後ち新發田縣の廢止と共に全く新潟縣に編入せられ、明治十一年郡區町村の編制さるゝや舊蒲原郡を東、西、南、北、中の五部に分ち、以て今日に及び來つて居るのである。（「新潟縣北蒲原郡是」）

第二 鄉村制度の概要

藩の行政事務を分掌するものは藩廳の諸奉行である、奉行には郡奉行、社寺奉行、町奉行、勘定奉行

及普請奉行の五奉行があつた。郡奉行は云はゞ今日の地方局長に、社寺奉行は宗教局長に、町奉行は商務局長に、勘定奉行は計理局長に、普請奉行は工務局長に該當するような役目である。此の五奉行は藩の會所（又は御役所と云ふ）内に置かれ、各自毎日此處に出勤して事務を執て居たのである。奉行の上に家老がある、家老に五人あり、常に藩主の用戸屋に詰めて居たが、此の用戸屋は今日て云へば藩の樞密院に比すべきものである、家老の下には用役、組頭及び物頭等の下役があり、此の下役は別に裏御用戸屋と云ふがあつて、其處に詰めて居た。

又奉行の外に目附役場があり、又町奉行の下には檢斷が附いて居た、目附役場には大目附役及び目附役が詰め切り、其下には「用心廻り」「目明し」等の小役人を附けてあつたが、檢斷の下にも同様「用心廻り」及び「目明し」が附けてあつた、蓋し目附役は今日の會計検査官に、檢斷は警視にも比すべきものであり、「用心廻り」や「目明し」は警部又は巡査に該當する小役である。

然らば各家老の家に於ける主従の組み立は如何であつたかと云ふに、身分の大小により差異はあるが大體を云へば家老は平生は藩廳の御用戸屋に詰め切るけれども、私宅としては堂々たる邸宅を構へて其家格と品位を保つて居つたのである。家老の家に於ける主従の組織は、其の秘書としては近侍が附いて居つたが、家老の大番頭は「親方」である、此の「親方」が一家の總理として一切の切り盛をするのである。而して藩主が若し家老に新田開發を命じたる場合には此の「親方」が實際の衝に當つたとの事である。

ある。又「定臺所」と云ふのが二人ある、之は來客や來信の受附けに當り、又若黨と云ふのが三十人内外あつたが、之は云はゞ家老の家に附屬した手兵の如きもので、外出の時には、槍持の任に當り、戰役等の場合には主人に従ふて出陣する役目のものである、其の下に草履取りや使男があつたが、其數は彼是十人もあつたと云ふ。斯くして家老の家には五十人内外の士人を抱へて居た次第であるが、此の大勢の家人を給與の祿米で給養して居たのである。家老が外出する時は普通は家老の直前に若黨二人、其後に草履取が一人隨從するが普通であつたと云ふ。斯の如き行列が街道を通過すれば、高貴なる身分の武士の通行たることを語るものであるから、百姓や町人等は遠くから此行列に氣附けば故らに道を外して遭逢を避け、已むを得ずして途上に會合すれば即ち上下座の禮をなさねばならなかつたと云ふ。此の上下座の禮を爲すには下駄を穿つた儘では相成らず、下駄を穿ちたる者は洗足となり地べたに座して低頭したものであると云ふ。(溝口景福氏談)

藩廳に於ける行政上の組織は大體以上述べた如きものであるが、然らば村落に於ける行政組織如何と云ふに、新發田藩の制度として藩内を多數の組に分けてあつた、此の組は當時の村即ち今の大字を多數集めて組み合せたる聯合村の如きものであるが、其の主長は大庄屋であつた、大庄屋の下には名主(又は庄屋)があつた。此の名主は今日の區長に當るものである。又村を更に幾つかに分けて小組を作り、其の世話人を組頭又は小頭と稱へて居た。名主や庄屋は一村の長であるから、村民より親しみと尊敬を

以て迎へられ、之を特に親様と呼ぶものもあつたと云ふ。此外「本家」と云ふのがあつたが、之は他地方に於て云ふ處の長百姓オサビヤクシヨウのことであつて、其村を始めて開發したる草分けの功勞筋と云ふ意である。

一、維新前舊御領内の當時は組村大小に應じ庄屋名主壹名又は貳名有之候事。

一、庄屋名主に其家筋代々被仰付、例令は俸幼年歳に親亡しても、相當の者當分支配被仰付、俸年頃に相成時は、其役に御引出しに相成候事。

一、庄屋は六十石、名主は貳拾石、田畑所有者は役石と唱へ、諸役（現今の課賦）免除也。

一、庄屋名主共に俸十四五歳にて郡奉行に目見し、役前見習居十七八歳にて本役父子勤と被仰付候事

（溝口景福氏所藏「舊領内庄屋名主名鑑」中より拔萃）

尙ほ附記せねばならぬことは、村役人以下一般百姓及び町人は一切下駄穿きの儘藩主の通行に際して敬禮することを許されなかつたけれども、大庄屋及び庄屋の中特に功勞あるものに限り薄下駄を穿いた儘敬禮することを許された。之は「薄下駄御免」の庄屋と稱し、特に優遇せられた家柄とせられてあつたのである。

斯の如く藩の行政制度としては新發田城下に會所（御役所）があり、此の御役所中の郡奉行が、民政總轄の任に當つたのであるが、此の郡奉行は在方の大庄屋に對して政令を傳へ又は其報告を受け、此大庄屋は更に其の組内の名主又は庄屋に布令を傳達し、又は村民の願意を上司に取り次いだのである、而して各村の名主又は庄屋は其村内に於ける政治上の事務を或は組頭を利用し、又は長百姓たる本家と相

談して凡べてのことに遺漏の無き様に萬般の取り成を爲したのである。

新發田藩舊領時代には組を置く本村全部(大月内沼の一部幕領を除)は岡方組に屬す

岡方組大庄屋 曾我新右衛門

名主

村 名 人名

上大月 坂井庄次郎

岡新田 曾我 迂 内

里飯野 須藤 圓 兵衛

上下廻田 横地 孫 太夫

長 場 長場 十 兵衛

大 月 幕領 金井 善助

内 沼 落領 佐藤 名平

浦 木 幕領 阿部 善助

長月呂新田 落領 佐藤 敬三

上土地龜 原 市 兵 衛

下土地龜 前田 又之 丞

太子堂與野 新保 平 九 郎

同 人

高橋 善 兵衛

(北蒲原郡長浦村是)

第三 財政仕法

徳川時代に於ける列藩財政収入の目的物が米であつたことは今更云ふ迄も無いことであるが、新發田藩の如き其の封土の大部分が水郷によつて成り立てる場合に於ては、米は一層重要な財政収入の眼目であつたから、水田及び其の耕作者に對しては特別の考慮を施す必要のあつたことは云ふ迄もない。

藩制下に於ける徴稅技術中主要なるものは檢地檢見の兩制度であるが、歴代の藩主新田開發を獎勵し其の成就したる新田よりは一定年限の後に竿入れを爲じて年貢を徵收したのである、而して茲に新發田藩特有の檢地制度とも云ふべきは、其の丈量に於て「縦九、横八」の法と云ふのがあり、「縦九、横八」とは檢地竿入れの際實繩縦十間、横十間ある場合にも、九掛け又は八掛けになし、十間とせずして九間八間と野帳に記入し、以て公簿の面積を實數よりも狭く計入することである。思ふに新發田藩に於ては其の始祖秀勝の入部以來新田開發を獎勵したので、藩の收納地積は年々増加し、藩庫の財政も左程の窮乏を告げず、隨て檢地丈量を斯の如く寛大にしても差支なかつたのであらふけれども、一方には新田増加より來る幕府への氣兼ねからでもあつたことであらうと思ふ。

次に新發田藩に於ては地積の呼び方を「大、半(中)、小」の文字を以てして居たが、此の呼び方に就いては詳細なる説明を必要とする、新發田藩に於ける畝歩の面積は中世古檢の儘を踏襲し、一反を三百六十

歩としてあつたのであるが、一反以下の畝歩の計數を古制に倣ひ便宜上六分し、其の六分の一の四倍即ち二百四十歩を大と云ひ、三倍即ち百八十歩を中と稱し、二倍即ち百二十歩を小と稱へて居つた、今之を判明ならしむる爲めに其算出法を表示すれば、

壹反(三百六十歩)の中

(大)は其 $\frac{4}{6}$ — 二百四十歩

(中)(半)は其 $\frac{3}{6}$ — 百八十歩

(小)は其 $\frac{2}{6}$ — 百二十歩

となるのである、故に例へば壹反大八十四歩と記帳してあれば、
 $360歩 + 240歩 + 84歩$ となるのである。
 (1反) (大)

此大半小の呼稱は中世田制の遺稱であつて、豊臣氏時代迄用ひられたる處であるが、新發田藩に於て何故に斯る稱呼が徳川時代に於て用ひられたかに就ては明でないが、思ふに、當時丈量記帳上數字を細く記入する手數を省く手段として特に符號を設くるの必要上古制を踏襲したのであつて、今日吾人の聞きて以て甚だ不可解とせらるゝことも、當時の人々には却て其便法として見られたものであらふ。

寶永五年

面付帳

戊子七月 日

黒瀬 三ヶ村分

一、貳拾壹間三尺 下黒瀬村

拾四間三尺 大七拾壹歩三尺 五左衛門

(中略)

一、拾五間 同村

拾參間 半十五歩 喜左衛門

一、拾貳間 同村

拾壹間 小拾貳歩 半之亟

(中略)

一、三拾六間 同村

拾九間 壹反大八拾四歩 市郎右衛門

(溝口景福氏所藏)

以上は藩の租税徴収技術上より見たる新發田藩特有の水田計數法であるが、更に農民自身の慣習として地積の數へ方に「幾刈」と云ふことがある、「刈」を單位とすることは東北地方にも廣く行はれ、敢て此藩ばかりに限られた稱呼ではないが、今新發田藩に於ける實態に就て見るに、一刈は八束タビから成り、一束は稻の一握りであつて、秋期稻を刈る際、左の手で握れる丈け握りたるものが一束である、此の一束を八個合せて一刈としたとのことであるが、百刈の實數面積は地味によりて等しからず、或は五百坪、

舊新發田藩の新田政策と土地慣行(小野)

四百坪又は六百坪の處もあつたと云ふ。「田宮鐵太郎氏談」

以上述べたる「大、中、小」及び「刈」の字は今日新發田藩の在村古文書を點檢する際、誰の目にも附く文字であるから、茲に特に説明を試みたる次第である。

檢見の制度としては見取檢見の場合の多かつたことを記せねばならぬ。見取檢見とは新に開發せられたる新田の秋毛に對し別に坪刈法の如き正規の實測法を以てせず、藩廳の檢見役人が堤防又は畦畔に立ちながら、此の地は凡そ幾程の出來榮であるとの大體の見當を立て、收税したのを云ふのである、此の見取檢見制度は前記「縦九、横八」の檢地制度と共に新發田藩の如き新田の多き地方には克く起され得べき徴税技術であつたのである。

年貢上納の順序を村方より述べんに、秋期收納終れば、村々の庄屋に於て納米の通告を村内各戸に發すると、百姓は定日迄に其の年貢米を藩の御藏に運ぶのである、其れが若し小作人であれば一部を地主に納め、一部を年貢米として御藏に納入するの制度であつて、御藏は新發田の城下と沼垂の二ヶ處に置かれて在つたが、城下の御藏に運搬した米は主として藩士に對する給米となり、沼垂の御藏に搬入したものは關西方面に移出すべき商品としての取扱を受けたのである。

藩士に對する給祿は一部は百姓より納入したる玄米を以てし、一部は金(札)に代へて之を給與したのである、蓋し各藩士は其給與を受けたる何石かの祿米を以て凡べて一家の生計を立てねばならぬのであ

るから、一年に要する飯米丈けを現物にて給與を受ければ、他は金銭を以て受くる方が却て便利であつたのである。

尙又藩士に對しては原則として切米を給して居たのであるが、藩士中には「御判田」として何程かの特定の田地を限り年貢を徵收することを認むるの制度が置かれてあつた。然るに此の特定水田から年貢を徵收する方法によれば、若し其水田の收穫が思はしくない時には此「御判田」持の藩士が特に困却する場合があるから、此の制度は廢するが良いとのことで、後年に至り「御判田」に對しては「分米」として其の反別に相當する丈けの米を藩庫から給與することにしたとのことである。(溝口景福氏談)

更に又藩士に新田開發を命じ、其一部を藩士の所有田となさしむるの制度があつたが、之は藩士開墾による新田の一起原を伐すものである。

百姓から御藏に納附する米は一俵を五斗に切て在たが、此に一割六分即ち八升の「繼ぎ米」を増徴せられたから實際は五斗八升俵となつた譯である、然るに農民の方では俵の拵減りを恐れて更に二升の増米を爲したから結局六斗俵として納附した次第である、又年貢米は其品質を嚴選しなければ藏役人の検査に合格しないから、俵裝は特に磨き俵に調製する定めてあつたと云ふ。(此項田宮鐵太郎氏回答)

舊藩時代に於ける一反歩の收量が何程であり、其内小作の場合には地主が何程、小作が何程の所得を得て居たかと云ふに、種々の記録及び故老の言に徴すれば、當時一反歩からは平均米壹石七斗位の收穫

があり、其内八斗乃至一石を御藏に納め、四斗内外を地主の收得とし、五斗内外を小作人の所得としたるものゝようである。

斯の如く當時より小作百姓の手に残る處のものは比較的少かつたから、耕地を多く持たされることが却て一家の苦痛である場合が尠くなかつた、併し土地を荒すことは當時上命により堅く禁ぜられて居たから、自家に耕作して残る土地は何とかして村内の人に耕作して貰はなければならぬ、故に村人に酒肴を饗應して其耕地の引受を依頼することが尠くなかつたと云ふ。現に北蒲原郡佐々木村には「相模田」と呼ぶ田坪が在るそうであるが、之は藩制時代に水田の作り手がなく甲者と乙者が相模を取り、其の負けたる方に田地をにじり附けたるより來つた俗稱であると傳へられて居る。

序でながら記るして置くが、沼垂の御藏に於ける藏男の子供等は親達から御藏米を密かに盗むことを教へられてあつたと云ふ、即ち七八歳から十二三歳迄の子供に、長さ一尺位の空洞を有する小竹の筒の先に袋を結び附けたものを渡して置くと、子供は御藏の中に山積して在る米俵に素知らぬ振りて體を凭たせかけ、右の竹の一端を米俵に突き差しして置くと、俵中の米はぞろ／＼と竹の筒の中を通つて袋に落ち込むのであるが、此の袋は子供の懐か又は袂の中に隠して在るから、發覺さるゝことなしに濟んだとのことである。斯くして子供の盗み取りたる米を以て藏男の家族は優に一年の飯料に足る丈の米を役徳したとのことであるが、此の子供達のことを俗に「藏雀」と呼んで居たと云ふ。(此項田宮鐵太郎氏談)

第四 溝口氏の開墾政策と其成績

慶長三年四月に、始祖秀勝が加賀大聖寺から北越の水郷を永住の封地として入部した時は、河水縦横に通じ、沼澤彼處此處に點在し、殊に此等湖沼に汚水を運積する阿賀川と加治川は累年降雨到る毎に汎濫の害を流域地方の村落に及ぼして居つたのである。

斯の如き地域を藩國として賜與せられたる溝口家としては、其採るべき第一の産業政策は此の沼澤を干拓し、葭生の地を肥培して良田に化せしむる外になかつたのであるが、然かも干拓の事業は決して直に水田を開墾することを以て其業を始むるべきものでは無い。干拓に先ち其の根本的工作として河川の床、即ち水流の切り落を以て始まるのである。然るに此の水流の切り落工事には莫大の經費を要するか、無資の農民の克くし得べき處でなく、必ずや常に藩廳自ら行ふか又は藩廳指揮の下に市町の有産家或は村落の豪家を勧誘し、之を藩廳が保護して事業を行はしむるを常とするのであるが、新發田藩に於ても概ね此等の方法によつて或は信濃川の岐流及阿賀川の水路を始め、又は加治川の河床を換へて沼澤を干し、斯くして得たる拈泥の跡を克く整理し、堆培して、漸次新田を開墾する方法に依つたものである。記録の示す處によれば、始祖秀勝の入部したる慶長三年より僅か七十有餘年を経過したるに過ぎざる延寶三年迄に既に四百有餘の新田が開墾せられたとのことである。

開發年限屆出帳 元祿十二年

組名	村名	開發年號	組名	村名	開發年號
横越組	鳥屋野村地内親松新田	永祿元午年	新津組	柄目木新田	元和九亥年
同	新崎村地内濁川新田	右同	小須戸組	川口新田	右同
同	本所村地内猿ヶ馬湯新田	慶長十六亥年	同	結新田	右同
川茂組	上條村地内赤谷新田	右同	中ノ島組	坂井村	右同
横越組	横越村ノ内城山新田村	慶長十七子年	加茂組	猿毛村	右同
中ノ島組	押切新田	慶長十九寅年	同	加茂町	右同
小須戸組	藤曾根新田	元和元卯年	同	田上村地内後藤新田	寛永元子年
中ノ島組	上新田	元和二辰年	中ノ島組	尾崎新田枝村岡野新田	右同
川北組	野田新田村ノ内毛無新田村	元和四午年	横越組	下木戸村枝村牡丹山新田	右同
中ノ島組	並木新田	元和五未年	小須戸組	萩島新田	寛永二丑年
同	權太夫新田	右同	中ノ島組	西野新田	右同
同	中條新田	元和六申年	横越組	河渡新田村枝村松ヶ崎新田	右同
大面組	十登新田	元和七酉年	新津組	向新保新田	寛永三寅年
新津組	古田新田	元和九亥年	加茂組	坂田村	右同
同	市右衛門新田	右同	横越組	久藏興野新田枝村細川原新田	右同
同	善道興野	右同	賀茂組	田上村地内横場新田	寛永四卯年
同	金澤新田	右同	蒲原組	蒲原村地方内笹口新田	右同

新津組	飯橋新田	寬永六巳年	橫越組	橫越村地内茗荷谷新田	寬永十四酉年
小須戸組	中野新田	右同	同	本所村地内栗山新田	右同
中ノ島組	灰島新田	右同	同	松山村地内金館山新田	寬永十一戌年
橫越組	鍋湯村枝村姥山新田	右同	同	橫越村地内丸山新田	右同
賀茂組	塚目村地方内三貫地新田	寬永七午年	小須戸組	車場新田	寬永十二亥年
同	羽生田村地方内保明新田	右同	中ノ島組	小古瀬新田	右同
大面組	一ノ屋敷新田	右同	橫越組	下木戸村地内中野山新田	右同
中島組	中新田	右同	大面組	猪子場新田	寬永十三子年
同	江向新田	右同	同	岩宮新田	右同
同	大曲戸新田	右同	中ノ島組	眞野代新田	右同
橫越組	會川村地方内久藏興野	右同	同	釋迦家新田	右同
蒲原組	蒲原地方内上所島新田	寬永八未年	赤瀬組	菱湯村地内菱湯新田	右同
橫越組	下木戸村地方内紫竹新田	右同	蒲原組	蒲原村地内紫竹山新田	右同
中ノ島組	脇川新田	寬永九申年	橫越組	下木戸村地内中村新田	右同
川北組	浦村地内浦新田	右同	中ノ口組	手崎地内手崎新田	右同
中ノ島組	小沼新田	寬永十四酉年	中ノ島組	五十地新田	寬永十四丑年
五十公野組	則清村地内日渡新田	右同	同	高山新田	右同
川北組	金淵村地内金淵新田	右同	同	鬼木新田	右同
蒲原組	蒲原村地内山之下新田	右同	川北組	三樹村地内三樹村新田	右同
橫越組	寺山新田地内大谷内新田	右同	同	小湯村地内大木原新田	右同

舊新發田藩の新田政策と土地慣行(小野)

(八七)

八七

浦原組	浦原村地内神道寺新田	右	同	年	賀茂組	塚ノ目村地内柳川村新田	右	同	年
横越組	本所村地内中島新田	右	同	年	中ノ島組	下關新田	寛永十六卯年		
同	同兒池新田	右	同	年	新發田組	猿橋村地内舟入新田	右	同	年
同	曾川村地内西曾川新田	右	同	年	横越組	差川村地内鍋島新田	右	同	年
同	横越村地内砂崩新田	右	同	年	小須戸組	小須戸村地内中野新田	右	同	年
同	松山村地内西山新田	右	同	年	新津組	新津町地内飯柳新田	右	同	年
同	上木戸村地内馬越新田	右	同	年	横越組	鍋湯新田地内丸湯新田	右	同	年
横越組	下木戸村地内下新田	寛永十四丑年	小須戸組	龍玄新田	寛永十七辰年				
同	寺山新田地内石佛新田	右	同	年	赤澁組	西酒屋村地内瀬ノ通新田	右	同	年
同	舟戸山新田地内高山新田	右	同	年	浦原組	浦原村地内米山新田	右	同	年
賀茂組	塚目村地内柳川新田	寛永十五寅年	横越組	横越村地内長湯新田	右	同	年		
小須戸組	大鹿新田	右	同	年	同	山王村地内山王新田	寛永十七辰年		
中ノ島組	大沼新田	右	同	年	中ノ島組	新任村地内龍玄新田	右	同	年
同	野口新田	右	同	年	小須戸組	東笠巻村地内東笠巻新田	寛永十八巳年		
同	尾崎新田	右	同	年	赤澁組	大夫濱地内大谷内新田	右	同	年
同	横道新田	右	同	年	浦原組	西笠巻村地内鷺ノ木新田	右	同	年
同	今町新田	右	同	年	中ノ島組	田上村地内原ノ崎新田	寛永十九午年		
横越組	差川村地内下新田	右	同	年	賀茂組	下八枚村地内小見新田	寛永二十未年		
同	城山村地内萩曾根新田	右	同	年	赤澁組	賀茂町地内加茂新田	寛永二十一申年		
横越組	下木戸村地内下湯新田	寛永十五寅年	賀茂組						

加茂	新發田	川北	蒲原	横越	新津	赤濑	川北	同	同	同	同	賀茂	鴉森	赤濑	中ノ口	横越	大面	川北	横越	賀茂	
組	組	組	組	組	組	組	組	組	組	組	組	組	組	組	組	組	組	組	組	組	組
羽生田村	道賀村地内道賀新田	梶萬代村地内萬代新田	蒲原村地内近江新田	鳥屋野村地内小針三木新田	七日町枝村大藏新田	下八枚村地内小平次新田	梶萬代村地内天王新田	則清村地内太傳新田	野田新田地内切梅新田	同熊井新田	賀茂町地内矢立新田	眞木新田	東笠巻新田	鷺木新田	小針之木新村	山崎新田	飯塚村地内丸山新田	横越村地内浦新田	湯川村		
右	正保元申年	右	右	右	正保二酉年	右	右	右	右	右	正保三戌年	右	右	右	右	正保三戌年	右	右	右	右	右
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
大年	賀茂組	同	同	同	横越組	賀茂組	同	同	川北組	賀茂組	同	新津組	同	小須戸組	同	大面組	大面組	大面組	大面組	同	同
入藏新田	羽生田村地内大澤新田	坂田村地内石田新田	鶴田新田	加茂新田	紫竹新田	田上新田	狭口村	川丹河村	戸板澤新田地内天王新田	上條村	羽生田村地内吉田新田	川丹河村地内若荷谷新田	七日町枝村木津橋新田	天夕澤新田	覺路津新田	覺路津新田枝村小戸新田	金子新田	福島新田	諏訪新田		
右	正保四亥年	右	右	右	右	右	右	右	右	右	正保五子年	右	慶安元子年	右	右	右	右	右	右	右	右
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同

舊新發田藩の新田政策と土地慣行(小野)

(八九)

八九

中ノ島組	尾崎新田枝村泉新田	慶安元子年	横越組	新浦興野	右同
川北組	小坂村地内戸板澤新田	右同	川北組	小川原新田	右同
賀茂組	塚野目村	右同	同	多山新田	右同
同	千苜新田	右同	同	深堀新田	右同
同	東又新田	右同	川北組	城新田	慶安元子年
同	山島新田	右同	赤澁組	小見新田	慶安二丑年
同	鶴田町	右同	同	上八枚村地内古河之下新田	右同
新發田組	中島新田	右同	横越組	加木村地名加木新田	右同
川北組	平林新田	右同	同	袋津新田	右同
中ノ口組	沖新保新田	右同	川北組	萬代新田	右同
川北組	小坂新田	右同	青澁組	山賀下新田	右同
同	月岡新田	右同	小吉島組	鳥原村枝村寺地新田	右同
同	江端新田	右同	同	同龜貝新田	右同
同	前山新田	右同	同	萬年新田地内道湯新田	右同
同	月崎新田	右同	同	淨樂寺村地内上高井新田	右同
小吉島組	飯島新田	右同	赤澁組	小平次新田	慶安三寅年
同	淨樂寺新田	右同	賀茂組	原夕崎新田	右同
同	西笠卷新田	右同	蒲原組	近江新田	右同
同	大歸新田	右同	同	大谷内新田	右同
同	鳥原新田	右同	赤澁組	笠卷村地内庄助新田	右同

同	中ノ口組	東笠巻村地内天野新田 栖足木新田地方松橋村地 内鹽俵新田	右	同	年	小吉島組	萩野興野	右	同	年
川北組	丸山新田	右	同	年	同	田中新田	右	同	年	
赤澁組	菱湯村支配野谷内村内天 王新田	右	同	年	赤澁組	兔新田	右	同	年	
小吉島組	古川新田	右	同	年	同	赤澁村地内栗巻新田	承應元辰年			
蒲原組	河渡新田枝村綱代濱新田	右	同	年	川北組	下八枚村地内戸石新田	右	同	年	
小須戸組	木田新田	慶安四卯年	中ノ口組			小瀧村地内野圓新田	右	同	年	
横越組	北山新田地内龜田町新田	右	同	年	同	大倉村地内大倉新田	右	同	年	
横越組	竹尾新田	慶安四卯年	川北組			須戸新田	右	同	年	
同	鵜股新田	右	同	年	同	五郎巻新田	右	同	年	
同	寺山新田	右	同	年	同	十二新田	右	同	年	
同	海老ヶ瀬新田	右	同	年	同	姥ヶ橋新田	右	同	年	
小須戸組	水田村田上村地方内水田 新田	右	同	年	川北組	曾郎新田	右	同	年	
同	向山新田	右	同	年	同	飯森松新田	承應元辰年			
同	中谷内新田	右	同	年	同	道正興野新田	右	同	年	
川北組	久保河原新田	右	同	年	同	下橋新田	右	同	年	
横越組	龜田町新田但中谷内村新 田	右	同	年	同	高森村地内十二新田	承應二巳年			
賀茂組	田上村地内塚野新田	慶安五辰年	同			上駒林村地内五郎巻新田	右	同	年	
小吉島組	砂押新田	右	同	年	同	福原村	右	同	年	
同	鴉森新田	右	同	年	五十公野組	米賣村	右	同	年	
						則清村地内曾根新田	承應三年			

書新發田藩の新田政策と土地慣行(小野)

(九二)

九一

蒲原組 同
賀茂組 同
橫越組 同
橫越組 同
蒲原組 同

島見濱地内笹山新田
河渡新田
龜谷新田
松ヶ崎新田
吉田新田
赤谷新田
若荷谷新田
丸山新田
馬越新田
濁川新田
久藏興野
藤卷新田
網河原新田
大島新田
笹口新田
山ノ下新田
榎新田
所島新田
長嶺新田
天神尾新田

寛文三卯年 蒲原組
寛文四辰年 同
寛文五巳年 同
右 同 新發田組
右 同 川北組
右 同 横越組
右 同 横越組
右 同 大面組
右 同 川北組
右 同 蒲原組
右 同 同
右 同 同
右 同 同
右 同 中島組
右 同 同
右 同 同
右 同 同
右 同 同
右 同 同
右 同 同
右 同 同
右 同 同
右 同 同
右 同 同

熊井新田
毛無新田
島瀬野新田
切梅新田
野田新田
石佛新田
萩曾根新田
西山新田
金館山新田
下木戸村地内下新田
山木戸新田
中山新田
尾崎新田
泉新田
岡野新田
網代濱新田
五郎卷新田
山崎新田
吉田新田
若荷谷新田

右 同 年
右 同 年
右 同 年
實文五巳年
右 同 年
寛文六年
右 同 年
右 同 年
右 同 年
右 同 年
右 同 年
右 同 年
右 同 年
右 同 年
右 同 年
右 同 年
右 同 年
右 同 年
寛文七未年
右 同 年
右 同 年

舊新發田藩の新田政策と土地慣行(小野)

五十公野組	戸板澤新田	年右同	新津組	水田新田	延寶二寅年
同	文山新田	年右同	小吉島組	古川新田	右同
同	天王新田	右同	同	下北潟新田	右同
同	浦新田	寛文十二子年	同	豆田新田	延寶三卯年
横越組	嘉喜新田	延寶元丑年	同	平潟新田	右同
同	虫見堂新田	右同	同	萬年新田	右同
同	元曾川新田	右同	同	夏保新田	右同
同	祖父新田	右同	同	上人板新田	右同
同	大右工門新田	右同	同	山王興野	右同
同	出來島新田	右同	嘉茂組	塚野新田	右同
同	女地新田	右同	大面組	山口新田	右同
同	木津中島新田	右同	横越組	江崎新田	右同
蒲原組	河渡新村	右同	蒲原組	笹山新田	右同
新津組	天ヶ澤新田	延寶二寅年	五十公新田	太田新田	右同
同	鎌倉新田	右同			右同

(溝口景福氏所藏)

其後徳川幕府に於ても、新田開發に附いては大に之を奨勵したから、各藩に於ても其の意を享け各々自藩の内の低濕地を開拓して墾田の増加に努めたのであるが、徳川氏中葉以後に於ける新發田藩の開墾事業は何と云つても紫雲寺潟のの開墾と、福島潟の干拓事業とを數ふべきである。此の兩潟は阿賀川を

舊新發田藩の新田政策と土地慣行(小野)

(九五)

加治川の支流交錯により沮洳の地を成したものであるから、此の兩沼澤地の開拓を始むる前には阿賀川と加治川の治定を必要條件とせしことは云ふ迄も無い。斯の如くして紫雲寺潟は享保年間に至り昔年の潮沼全く乾きて四十有餘の村落起り、其後又數年にして福島潟の周邊なる潟端新田が開發せられて數千石の増石を得たのである。人若し徳川時代の初期に於ける下越地方の地圖を披かば同地方一帶に阿賀川及加治川の岐流が東西南北に走り其間紫雲寺潟と福島潟とか滿々たる水を堪へて幅を伸ばし、其の緣邊の村落に渚打つの状を見るであらふ。然るに此の水煙けぶる葭生の地も、溝口氏の開拓獎勵と、時の有勢企業家の經營と、勞耕農民の力營とによりて福島潟は其一部の外は其周邊の地を埋墾せられて廣大なる新村と化せしめたのであるが、若夫れ紫雲寺潟に至ては、其舊沼澤は尺寸の地をも殘すことなくして墾闢せられ、其跡には吹煙棚引く紫雲寺村を打ち立て鶏犬賑やかに村の富榮を語る聚落となつたのである。之により觀ても人力の小と雖、藉すに年月を以てせば、昨日の蒼海を變じて今日の沃土と化することの必ずしも不可能事にあらざることを知るであらふ。溝口家が慶長三年入部の時は實收僅か五萬石であつたものが、幕末に至り十萬石に増封すとの允許を受け、然かも其の實際の收穫に至ては優に二十萬石を超えたと稱せらるゝのも蓋し所以なきにあらずと云ふべきである。

第五 開墾の方式

新發田藩に於ける開墾の方式には色々ある、即ち藩内の豪家又は他國の町人の資力あるものが開墾を願出れば、藩は之に對して開墾を許可する所謂願人開きなる開墾方式があり、又特に藩士に命じて開墾せしめたるものがあり、或は大庄屋又は名主に命じて開かしめたる村開きの開拓地あり、又寺院に藩主より寄附して開拓せしめたるものもあるのであるが、此等諸方式の中願人に開墾を許したるものが最も、次は藩士の開墾せる場合が多いのである、仍て今左に主として右二方法による開墾方法を説明することにする。

(イ) 願人による開墾

新發田藩に於ける願人開き新田の事例としては享保年間に於ける紫雲寺瀉の開墾と、寶曆以後に於ける福島瀉の開墾を數ふべきである。

福島瀉周邊の瀉縁は最初山本丈右衛門なるものが願人となつて、開墾を企てたのであるが、後ち計劃を變へ市島以下の豪家の手によつて開墾を了したのである、當時此地の開墾に當りたる願人數が十三人あつたから、俗に之を十三人衆と呼んで居つたと云ふ。

福島瀉開墾聞書

寶曆四戌年五月廿七日、上知に相成、願人丈右衛門に請負御達、天明六年假御檢地入、地所は新發田溝口家へ御差戻し、年貢は水原御代官所に取立、文政末年新發田御預となる。

舊新發田藩の新田政策と土地慣行(小野)

開 墾 人

第一 鉢崎村山本丈右衛門

第二 出野久左衛門

第三 下關村 渡邊三左衛門

第四 新發田藩

第五 市島徳次郎

外十三人

第六 新津 桂六郎左衛門

第七 新發田 白勢大郎兵衛

福島湯は從來新發田溝口侯御領内の湖水なりし處頸城郡鉢崎村丈右衛門と云ふもの新開相金、御公儀へ願出候處、溝口家の領分の由にて願書却下に相成再應願立之趣意は、當福島湯縁の村に新發田領多しと雖も、南方御代官所水原御支配所に接續の趣申立候處、御益筋の事故、寶曆四年願の通開發請負被仰付、金三千兩丈右衛門へ御貸下に相成候事、水原代官所の説諭により農農十三人の受地名義は左の如し。

市島新田、市島徳次郎。市島上新田 市島長次郎。市島下新田、市島次郎。和泉新田 佐藤伊左衛門。

上和泉新田、佐藤忠藏。中和泉新田 佐藤友右衛門。下和泉新田、佐藤甚兵衛。元藤新田 []。

中村新田、佐藤三郎右衛門。村松新田 平野安之丞。芋川新田、芋川才市。熊倉新田 熊倉 []。

穴澤新田、穴澤 []。

十三人は各水原御支配所住人なれば受地せる由嘉永四年辛亥春新鼻新田全村を齋藤七郎次請地此代金二千三百七十兩五ヶ年賦無利子新發田御預役所へ上納せり。

新鼻三圍の内古圍新圍は []、新圍は慶應年中の築堤なり、明治十九年三月新鼻新田全村代金三萬五千圓にて齋藤忠治より該卷

七十郎へ賣渡、翌廿年右地所に關する永小作地及大湖水面六分以上忠治より七十郎に。更に賣却、明治廿七年六月新鼻新田同村大湖水面全部を代金十二萬五千圓にて七十郎より佐藤伊左衛門に賣渡せり云々(郷土史概論)。

次に紫雲寺瀉は天領に屬し、溝口氏の預り所であつたのであるが。享保年中、竹前小八郎及其弟權兵衛なる江戸の商人が來越して幕府に開墾を出願し、特許を得て開拓の業を企て、近郷より作人を募集し其功を成したるものである。

往古蒲原の地は海水深く灣入し居りしが、幾千年來の土砂堆積の結果、汀線に移動を來し、荒川河口より松ヶ崎濱に至る一帯は砂利となつて現はれ出たのであるが、之は砂門と云ふものである、神武の頃は砂嘴に變じ、「貝塚」、「貝ばみ」、「山王宮」、笹岡の「船つなき杉」等を内海の沿岸とせる様である、下つて奈良朝の頃に至れば、沖積土發達し、築地附近が嘴頸となり、船戸、仕田、川口、川尻、新沼田を汀線として居りしが、平安朝の初期貞觀年中に至り、俄然として川尻の加治川河口より眞野に至る湖底は海面上に現はれ、内海は兩斷さるゝに至つた、之れより北方にある一半を鹽津瀉、一名紫雲寺瀉と呼んだが、之れ其起原と云ふべきである、當時吾紫雲寺郷は白山、王子山田螺山の一帯が湖岸であつて、邑里は出來たが、寛治年中に至り、大洪水大暴風となり、大波浪來つて陸地を噛み、村里の大部分は崩壊し、人畜は全滅に歸したのである、享保の頃に至れば其廣さは縦略二里、横略一里で海岸湖であるから湖底は一體に淺かつたのである、沿岸の邑民水害を除かんと欲し、疏水請願すること再三享保六年に至り、新發田藩惡水吐の疏鑿を企圖し、長者畑と云ふ川跡を堀鑿し、之を落堀と云つたが、川巾狭く深さは淺いので、砂地なるため、兩岸欠壞し、土砂堆積して惡水吐の目的を達すること出來なかつた、享保十一年になつて更に二つ山瀬替して洪患を除かんとした、然るに翌十二年に至り幕府は終に其私費開發を竹前小八郎に許すに至つたのである。

竹前小八郎は宅整、次郎助の第八子で、信州高井郡米子邑に住した、祖先は竹前采女と號し甲州浪人であつたが、米子邑を開拓し、一寺建立代々茲に居住して庄屋役を務めた、六代の孫次郎助に至り同村内奥山の内瀧頭と唱へた四阿山の半腹より硫黃の産出するを發見、爾來採掘業に従事し來つた、其産出の硫黃の内鴉の目硫黃は販賣し、鷹の目硫黃は無類の品質なれば常に甲州へ上納

し來りしが、兄權兵衛屋榮の代に至つて幕府へ玉藥として上納を出願した、享保四亥年に至り鷹の目硫黄五千貫目上納して金一千六百餘兩下賜となつた、爾來幕府に對する出張所を兼ね弟子八郎宅盤を出府江戸材木町四丁目に居住せしめ煙草問屋を營ましめたのである、このときより米子屋と稱して居た、小八郎たま〜松平彈正少弼邸に於て越後紫雲寺湯開發云々を耳にした、是に於て小八郎開發を企圖し歸郷して權兵衛屋榮に謀つた、屋榮は幕府下賜の千六百餘金を資とし、公益事業を起さんと考案中であつたら、共に越後に下り紫雲寺湖上に到り疏水の計を畫策した、即小八郎を出府せしめ、享保十一年に於て成田佐左衛門當愛を證人として私資開發を請はしめた、翌十二年幕府は之を允許したのである。

享保十三申年竹前小八郎越後に下り來つて紫雲寺湯開發工事に着手したが、資まさに盡きんとした柏崎町宮川四郎兵衛言胤の斯業に通じ、且つ富豪なるを聞き加盟せしめた。其加治川の支流塩川のメ切工事に着手するや、新發田領大庄屋小川五兵衛大に異議を唱へ、幕府に訴へ、工事の中止を請願したが、翌十四年三月に至り小八郎宅盤終に病死してしまつた、兄權兵衛屋榮は直に幕府に請願して小八郎に代り工事を總管した。湖の沿岸干上り荒地の開墾に着手したところが、館村松平彈正少弼領内の邑民其境界を訴ひ、水際まで領地なりと稱して紛議を重ね、其他雑多の故障起つたけれども苦心努力の結果漸く解決し工事を繼續したのである。享保十七年春洪水のため通水路の河床下ること一丈二尺、湖水爲に減退し殆ど干潟となつた、然れども通水路附近は最も湖底の深いところであつたから、未だ三分の一の水を餘す状況である、之れ主として今泉川の注入によるのである、然れども今泉川を瀨替するは容易の事業でないから、之が資金の貸附を幕府に請ふた、然るに同年七月突然幕府は吏を派し五百町歩を無償にて先願人權兵衛屋榮に與へ、殘餘の地所を入札に附した、落札となつたもの多く新發田領民凡て十七人之を後願人と云つた、幕府は得し金を以て今泉川を瀨替し、其他新渠疏鑿等の工事に當り全く工を竣つた。沿岸邑民は洪患を免れ、其上六十九町餘の荒地を受け、新發田藩また松ヶ崎を疏鑿した權兵衛屋榮は五百町歩の内百五十町歩を宮川四郎兵衛言胤に與へ、五十町歩を成田佐左衛門當愛に分與し、後願人十七人と共に開墾に着手し、新田開墾希望者を募つたが、多く新發田領内のものであつて、集まるもの忽七百四十、享保二十年新發田藩幕命によつて新田を檢地し、良田千六百四十七町歩餘、高一萬六千八百餘石を得たのである。村邑なすもの四十二、屋榮卜居の地は特に其出身地の米子に因み米子村と名づけ、新田會所と稱し、四十二ヶ村を總管したが、開發に當り多くの

生物を殺したから菩提のため一寺建立し向中條淨玄寺を引地し紫雲寺と改稱したのである。

翌元文元年に至り檢地帳下附となり、所謂御高入りとなつた。其後寶曆年中に至り二代權兵衛屋正は眞野原外新田を開墾し、新發田藩より賞として年々米十五石下賜外新田全部の開墾地は屋正の領地となりしが領分異なるため弟伊三郎を外新田に分家せしめ、之を管理せしめたのである。此の頃二つ山眞野原も獨立して一村落をなし。文久年中になつて更に元郷人橋も一村落をなすに至つたが明治二年廢藩以後眞野代と共に紫雲寺組に屬したのである高橋、堀口、中倉、監津、彌彦、岡戸、野漆、大野、岡島、城塚、中川、俵橋の十一ヶ村は天保年中より溝口家の領するところであつたが、明治二年版籍奉還と共に紫雲寺組に屬し第二十四大區小三區となり、四十七ヶ村に分れて居たが、市町村制實施、町村分合の結果現今に至つたのである。(北蒲原郡紫雲寺村是調査書)

(ロ) 藩士開墾の場合

藩廳が藩士に對して開墾せしむる場合を考ふるに、其の方法たるや、藩士の身分其他によりて著しく異なるけれども、今其の實例として、舊家老溝口景福氏の先祖の行ひたる開墾の方式に就き述べんに、藩廳は先づ家老に對し開墾すべき地域を極めて命を下すと、家老は其の家の「親方」をして實際の業に當らしむるのである。即ち親方は開墾地附近の村落に行きて作人を募集し、基本工事たる堤防の築造は藩の費用を以て之を行ひ、爾餘の土入れ埋立等の作業は作人をして之を行はしめたのである。斯くて開墾が完成せらるれば、其の完成地域の一部は之を家老の所有となし、一部は百姓持の田地となしたのである。家老持の水田は之を「給人分」と云ひ、百姓持の分は之を「何々村分」と稱へて居た。

藩士開墾地

大字船人

舊新發田藩の新田政策と土地慣行(小野)

本村は溝口秀勝公の慶長三年六月、加州大聖寺より御入封以來創立せし者にして後ち元文二年六月二日淺倉某溝口公の命に依り同家臣大石武右工門をして島見前湯に堀割を開墾して現今の耕地大部分を開墾せしも。該時は猿橋與野と唱ひし處、溝口公二代宣勝公より元和年間新發田川を切開きの結果船の邇上せしを以て船入と稱するに至る。是より先き猿橋與野より海濱へ通行するには猿橋館屋敷を經聖籠村鱈島現今寺島に至りしもの、其古道尙現存して元通りと稱せり。(北蒲原郡猿橋村是調査)

茲に特記せねばならぬことは、斯の如く幕府又は藩主に對しては有勢家又は財力ある町人等が願人となつて開墾の特許を受けたのであるけれども、實際の開墾作業たる葭の掘り取り勞作や、其掘り取りたる跡地に他地方から土砂を運んだり又は開墾地の一方に深掘りを造り、此の土を以て埋立てを行ふ等のことは百姓をして之をなさしめたのであるが、彼等作人は當時其の郷里の村落に於ては最貧困なる階級者であつた、最貧困者であればこそ彼が如く其家財を賣り拂ふて泥沙、沈積の荒蕪地に移り來つて開墾の業にも従事したのである、紫雲寺村の開墾願人は竹前某氏なる町人外十數人の者であつたけれども、之加實際の拓墾に従事したるものは近村より集りたる百姓で、其數七百四十有餘戸に達したとのことである。此等の開墾人は新田に引き移りたる後も當分の間は依然として貧困の生活を送つて居たものらしく、當時之を評して「乞食同様」の者と云はれたのも道理である。

斯くて新田開發の作業は上に願人又は士人を戴き此等の資本家又は勢力家の下に村々の貧乏百姓が勞力を提供して新田を開いたのである。唯注意して考察すべきことは、當時の勞營者たる百姓は其の開墾企業者たる願人又は藩主から勞銀其他の物資の供給を受けたかどうかであるが、諸種の方面より考證す

るに、彼等が勞銀を受けたとは思はれぬけれども、作人が新墾地から飯料に充つべき米穀の收納ある迄は開墾企業者から、夫食米を給せられたことは確なる事實であるようである、即ち開墾企業者たる願人や藩士は基本工事たる堤防の築堤其他巨額を要する工事費の支辨に任ずると共に作人に對する夫食米の供給に當り、他方作人に於ては専ら自己の勞力を提供して開墾の勞作に従ふたのであるが、然かも彼等開墾者は豫め其地を永住の地と定めて入地し、粉骨碎身の力營に従ふたものであるから、普通の所謂小作の觀念を以て勞働に従事したもので無いことは、想像するに難くない。

紫雲寺潟は以前より種々の行き懸りもあつたが、兎に角享保二十年に至り大體の開墾を了し、上命に依りて檢地等入を行ひ、翌元文元年には檢地帳の下附となつたのであるが、茲に奇怪なる出來事とも云ふべきは、開墾成就後期年ならずして頗る明白なるべき事實に附き願人たる「地主」と作人たる「名子」との間に爭論の起つたことである。其の爭論の原因は何であつたかと云ふに、元文元年幕府より下附せられたる檢地帳を見れば、開墾地は願人の所有地の如く記しあつて、作人は却て願人の家來の如く看做されて居るのは不都合である。實を云へば作人等は願人に對して一町歩一兩宛の地代金を支拂ひ、永久に自己の持地と心得て入村した、作人は更に附け加へて新田百姓九百餘戸のものが、銘々一兩宛地代金を取られたと云ふばかりでなく、中には二兩も三兩も徴收せられて居るのである。然るを檢地帳には吾々作人を持主とせずして願人を持主としてあるのは聽き取れぬから、御上に於て正當なる御捌きに預りた

いとこの訴願を幕府の奉行に提出したのである。然るに他方願人側を代表する庄屋は之に對して全く反對の答書を出して居る。即ち願人は作人たる名子共から「米一粒、錢一錢請取不申」として作人の陳訴を全く拒否し、且つ曰く作人に對しては家屋、夫食等を供給して生活の方途を得しめたのであるのに、「重慾無智文盲」なる作人等は啻に地代金を納付したと偽るはかつてなく、自分等作人の實數七百四十戸のものも九百餘戸とまで詐つて居る程であつて、恩知らずの甚しいものであるから、早速此村を立退く様に御上から仰付を願ふと云ふのであつたが、此の双方の爭論に對して上司は願人を代表する庄屋の申立を是なりとし、作人の申立を非道とし、其主謀者を捕へて追放の刑に處したのである（「郷土史概論十六頁」）斯くて實際此の爭論に於て奇怪に感ぜらるゝことは、開墾成就後僅か一年の後に於て作人が願人に對して地代金を納付したとか、受取らぬとか云ふ其事であるが、其れが若し二十年とか三十年とかの後のこととならば、事の眞否につき双方の間に争が起るのも不思議はないが、僅か一年やそこらの後に爭論を起すとは如何にも奇怪至極である、故に地代金を納付したか否かの論争は兩者の何れかゞ虚偽の申立をなして居るのに相違ないと思はるのであるが、事の正邪を捌くべき幕府が作人の申立を非として願人の申立を採用し、作人の首謀者を捕へて追放の刑に處したとのことであれば、非は作人の側にあるやうであるけれども、熟々當時に於ける事情を察するに、小作人は村役人や願人の眼から見れば「乞食同様」の賤者であつたのに反し、願人は最初より藩主に若干の金錢を納付し、其の保護の下に開墾を企てたもの

てあり、村の庄屋は此等願人側の代表者であり、又藩の行政事務を附托せられたるものであるから、村役人と願人とは幕府の役人と機脈を通ずることの容易であつたのに反し、作人は全々幕府とは無關係の下に開墾契約を結んだのであるから、上司としては願人を保護して作人側を罰するの順序に出て易き情況の下にあつたことは想像せらるゝのであるが、此の事件の裏面を如實に覗ひ得べき資料の缺如せるを遺憾とするのである。

乍恐以書附御訴訟申上候

越後國蒲原郡紫雲寺湯御新田村百姓九百軒餘の者共、御願申上候は、當御新田の議五ヶ年以前に年向寄御地頭様御役人中より望の者共居村新開仕候様、御料御私領村々に御觸流御座候に付、右開墾之譯内にて様子承候所、御新田之場所請負もの十八人にて、一町歩に付地代金一兩宛差出候得を、如何程にても永々の地主に被成田、少分の金に而大分の地を求第一私領の百姓御領の百姓に被成義を相悅、御地頭御役人方へ奉願別紙御證文差上田畑家財賣拂、御新田場へ被出申候百姓數都合九百餘軒御座候、何義家作等自入用を以相營仕候節、御新田地代上皆請負人共中一町歩に付一兩宛の所を二兩又は三兩餘も取申候。

最早引越者も有之、又は引越に取懸りし者も有、不及是非當分金子差出田地に有付申候、右御新田四年以前丑春より開墾仕懸、少々宛田地植付申候處、其秋に至り請負人共手配見分の上、漸一二合又は二三合も有之立毛を三合五合より一升二三合迄二合附仕右有租の内四分通御年貢米差上可申旨申候、惣々新發の後は何國にても歛下三ヶ年は御年貢不納由承候、初年より御年貢取立申段難心得存候得共、引越にて無間も異論仕御訴訟に被成候義難義に存、先請負人共申通相納申候處、去寅年卯年開墾の分も御年々立毛不相熱高き合附を以御年貢四分通外差米御口米相添米性迄悉吟味に逢、三ヶ年の間差上申候處、御公儀様へは一ヶ年も上納不仕候由に御座候、此段御吟味奉願候、御事云々。

一、去卯年秋右御新田御檢地新發田御地頭様御役人中へ被仰候に付百姓共罷出銘々御繩請可仕奉存候處、請負人十八人の外御檢

舊新發田藩の新田政策と土地慣行(小野)

地の場所へ一切罷出間敷旨勿論、何々にて願事決而仕間敷旨御檢地御役人中より嚴敷被仰付云々。

開發御田地の義は請負人共より地代差出買取四年以來拙者丹誠を以て御田地に仕立。申候上は、銘々持分の百姓御繩請仕。御水帳百姓方へ頂戴仕候様に奉願上候御事。

一、開發田地の義地主共勝手次第外々へ賣候共請負十八人のもの共決而構不申定に付、内々某賣買仕候所、去年中より違變仕、賣拂度もの有之候得は、田地取上地代も相返し不申、其上所をも追拂可申杯申に付何共迷惑仕候云々。

十八人の願人共は常々百姓を押掠め候、是非御堅察可被下置候、第一權威強く、引越の者共を平生家來あしらいに仕、家作人足其外薪取、井戸掘、醫師送迎等如何様の用事にて不殘御新田百姓に申付爲差出申候云々。

當年新發田御地頭様被召上候家門御改帳にも拙者共を十八人の名子と御書記印形御取被成拙者共九百餘の義は御料所の御百姓に被成候義一分の名利計にて無之。子孫の爲第一に存敷代居住仕來候村を立退き御新田場へ引越申候十八人の者共の家來に相成申事に候はゞ縦何様の富貴に被成候得ば迎、中々先祖を穢、子々孫々迄深く殘可仕 無御座候、拙者共逃去不申候ても各百姓開發の田地請負人共自由に賣拂仕候云々。

地代金差出し御新田場買取家作も手前入用を以御百姓遂げ被在候上は何にても請負人家來に可被成謂無御座候、此段急度御吟味被成下様奉願上候云々。

一、御新田園加治川通去年御普請五年以前子の秋御入用を以被仰付候處、其節は未だ百姓引越不申故米子屋權兵衛御請負御普請仕立申候、去寅年右園腹付上置仕候節四五千人の人足を以自普請仕候殘翌年御入用を以被仰付、則十八人の者被請負申上惣百姓より人足二千人餘出候處、賃錢も相渡不申候云々。

一、御新田百姓九百軒餘惣人數六七千人餘の者永々御救難有仕合可奉存候以上

溝口出雲守様御預所

元文元年辰十二月

鹽津新田 助 十 那 團

真中 新田 文 四 那 團

(郷土史概論六二一―六四頁)

一、前略名子小作人共一町歩に付一兩宛差出候段、於拙者儀には米一粒錢一錢請取不申、初年より見取米請取候段前條申上候通り數ヶ年物入難儀仕、丑年より少々宛見取米請取申候、名子共申上候處、合毛見分之上坪切場所之儀は名子小作人共願之通りに而坪刈致合附之扱を以四分を地主へ請取、六分を名子小作人に呉申候、六分通り遣候儀は新地罷出諸事不手支に付、見續之爲一兩年は取箇等も差免し、其外種子夫食等不依何、手支無之様仕漸取立拙者介抱を以渡世爲相送申候、口米之儀是又不得其意右合附勘定之外一合一夕に而も餘米決而請取不申候。

一、去る卯秋御檢地御竿請仕候節は村々百姓共罷出地境御案内申上御竿頂戴仕候、此度江戸表へ御願罷出候者共儀は名子小作人共地所に相構候者共には無御座候、年々控證文を以て小作致分米無滞相納候得は爲作置申候、少し成共差滞候得は地所取上げ何方へ成共地主勝手次第に於ろし致候約束證文に御座候、依之御檢地御竿請御高石盛御年貢米諸萬雜共に御百姓方に而相勤め、名子小作人相構候節曾而無御座候云々。

名子小作人之儀は御新田へ引越候節乞食同様之體之者に而、家財諸道具と申も無之、然る處を丑年以來年々種子夫食等取替取箇等の儀も随分致心付年々其余力を以て去年中迄に屋作等致候漸々渡世相送候。

一、前略最早御高石盛をも被仰付落付、依之今年より一反に付御年貢何斗代の斗代に相極、悪作の節は内檢見を入、分米を引相應出來候得ば、右御定證文之通り取立申候云々。

重慾愚痴文盲成る名子小作人共願書にも九百軒余と書出候段是又不得其意奉存候、百姓名子都合七百四十軒前後の處に其内、外の村方委細別帳差上候通に御座候處を、九百余軒と大勢の様に申立候をも奉輕偏に謀をめぐらし大勢をたぶらかし夥敷金錢を相集め路用と名付云々。

一、加治川通圍堤修復仕賃錢御公儀様より被下置候に付名子小作人共呼寄賃錢不殘相渡し一錢に而も拙者慾には不仕候無筋なる人足遣候無是又偽至極奉存候云々。

御役入様御宿致候節は入夫奉仕に至迄手前家族共を差出し、小作人共費無之様大切致候所請狀寺請證文の義請取置申候云々。

一、宮川、新田の内に而十七人の名子共内十二人右願に相加り證文を反古に致し、我儘計を申募り、其上年貢等も不相納言器同斷成る我儘者に御座候、連中に相加り候者は拙者重恩を請候者共に御座候、隨分手當仕惡水普請仕候場所の義は一人に付一日二升づゝ扶持米相渡、何のも名子小作人大切に致し、取續き致候様に心付仕候忽ち厚恩を忘れ、以の外成心底に罷成、迷惑至極奉存候此上は證文之通り何方成共早速立退候様に被仰付被下置候は、難有奉存候云々。

元文二年巳二月

宮世新田庄屋

儀右衛門 圓

(郷土史概論)

要するに以上の争論は檢地帳面の土地所有權が願人にありや、又は作人にありやと云ふにあるのであるが、當時願人は假令地主としての地位は之を保留しても、他方に作人の耕作權即ち永小作の慣行を作人に認め、此の慣行が明治初年地租改正を経たる後迄も存續し、爾後五十年を経たる今日に及び來れること丈けは、争ふ餘地なき事實である。

保證書の事

一、北蒲原郡紫雲寺郷、四十七ヶ村新田、從來より中小作株と唱へ株式の如き賣買仕來りに相成り候處、過日明治五年中地券成立の際、新潟縣廳より中小作一町持のもの地主と示談の上合濟可致旨の御布達有之候に付、該四十七ヶ村新田に於て該中小作株を地主へ賣渡し候村方も有之、或は地主より地所買撈候村方も有之、或は亦地主に得米額并に中小作を米額を比點して分地爲したる

村方も有之、亦たは該小作株の成換りに地主に於て永定引米を小作人方へ差出候村方も有之候、因て紫雲寺廟四十七ヶ村新田地主に於て入附米増は致さざる極め、右の如き小作合併整へたるは永世の事なり、然るを地主に於て之を廢業せんとするは其失するものなり。

該定引米を廢せんとするは自ら中小作株蘇生醸與するの理に有之候然るには廻ち小作合併の趣意地主小作股方を永遠確守すべきもの故に、保證の請求に應じ調印を以て附與致候也。

北蒲原郡紫雲寺組

金子新田

青田新田

藤井新田

中川新田

俵橋新田

相馬新田

岡島新田

戸添新田

大野新田

右九ヶ村 戸長

明治十六年九月廿三日

白勢誠一 郎 印

同郡同組

中倉新田

高橋新田

堀口新田

彌彦岡新田

鹽伴新田

成塚新田

右六ヶ村 戸長

同郡同組

松田三五 郎 印

同郡同組

舊新發田藩の新田政策と土地慣行(小野)

菅實新田

竹島新田

宮川新田

地成田新田

右四ヶ村 戸長

長谷川 林多

同郡同組

下中澤新田

龜岡新田

古田新田

富島新田

真中新田

右五ヶ村 戸長

廣澤 六治 耶

同郡同組

稻荷岡新田

關井新田

右二ヶ村 戸長

相澤勝四郎代理

相澤 宇市 耶

同郡同組

米子新田

宮吉新田

真野新田

外新田

二ツ山新田

入橋新田

右六ヶ村 戸長

竹前 良八 耶

同郡同組

中野新田

長者館新田

長島新田

眞野代新田

小川新田

右五ヶ村 戸長

伊等俊太郎 ㊦

同郡同組

砂山新田

奥村新田

和氣新田

今相新田

高島新田

大申島新田

中島新田

住吉新田

南成田新田

右九ヶ村 戸長

眞島 澤内 ㊦

右の通り相違無之候也

(新潟地方裁判所新發田支部保管)

尙ほ附記すべきは、新田開發の業を起すに當り最初から寺院の名を以て開墾の業に當りたる場合であれば勿論のこと、其の然らざる場合に於ても、新田住民の居心地を佳くする爲めに、神社又は寺院を建立することが可なりに多く行はれたことである。蓋し新田農民が困苦と缺乏に堪ふる精神的慰安として

舊新發田藩の新田政策と土地慣行(小野)

其の信仰心を神佛に向けたることは嘗に此地方のみに限らず全國の新田に通じて見得べき人情の流れであつた。

本村南部を除くの大部は享保以後の開拓に係るものなることは明瞭なる證據を見ることを得、即ち享保十五年松ヶ崎の開拓に依り、福島潟湖畔一圓の開拓は最も顯著なるものにして、當時長場以下に在る大月、内沼、浦本、長戸呂新田、上下土地龜、太子堂與野等の地域には人家の散在を見しものなる可きも、松ヶ崎開拓の結果淺洲の土地の干上りて住居を爲し得る程度に達したる爲め一時に各地より開墾の目的を以て集來せし形蹟を認むるに足る。現に大字内沼綿同社に存する同社創建の碑石に同地開發の祖澤村六郎兵衛なる者享保十五年此地を買へ田畑を合せて開發、同十七年五月祖先の氏神江洲蒲生郡日野錦向大明神天穂日尊を勸請すと記し、神寶として大小二口の刀劍を傳ふ、今氏子山田慎治氏之を守護せり、六郎兵衛三代の祖延寶年中江州より新發田に來住したる者なり、又上土地龜秋葉庵の日記に其創立を享保十六年開發大桃惣右衛門なる者三條在三貫地村より來り稻荷秋葉兩尊像を携帶し、稻荷は下組の興才堀端に、秋葉は上組の現在地に奉安し、秋葉堂を建て、別に臨江院(現今の秋葉庵)を建立したる事を明記せり、更に下土地龜の福照寺の起原は享保の末西蒲原郡彌彦在副井の長福寺の住僧祖閑なるもの來つて創立住居せしこと明瞭なり更に太子堂與野の起原は始め與野新田と云ひ、現今興才堀附近の高地に人家四五戸在りて開墾に従ひ、漸次移住者を増し仁井川端と呼出しは之亦た享保年間之事なり、當時の地主太子堂村藤兵衛より仁井川端作人武兵衛五人は町步割渡しに對する證書を交付したるは享保十六年亥年七月晦の日付あり、太子堂與野と改稱したるは元文二年(大正六年迄)にして、惟ふに同地は太子堂の藤兵衛なる者の開拓に力を注ぎたる爲めに此村名を付したるものなるべし、下つて寛政文化時代の建設に係る神社の證據は各大字に散見することを得、是等の事跡と記録を見れば享保以前已に點々住民ありしは事實なりて雖、最も多數の移民を招來したる享保十五年松ヶ崎開拓の當時に在りしは想像に難からざるなり、而大字長場以南に位置する堀田、黒飯野岡新田上大月の諸部落は地形より見ると土地漸次隆起して松ヶ崎開拓とは水利上多くの關係を有せざるを以て往昔より已に開田住居の事跡ありしは疑ふべきなし、大字長場の檢地が定享年間なりしなれば、享保十五年前四十七年なるを以て見るも、上郷部落の發祥は古き年代にありしものなり、

第六 特殊土地慣習の發因及其形態

藩の始祖溝口秀勝の入部以來、非常の努力と經費を投じて阿賀川及び加治川を治定し、其結果として干上りたる無数の新田地、殊に紫雲寺潟跡及び福島潟の縁邊には廣大なる新田が開發せられたのであるが、斯る地理的大變化の起りたる後に新田が発生すると同時に、此の新田を支配するものと耕作するものとの間に特有なる社會經濟制度が生るゝに至つたのである。其の制度中特に注目し値するものは、大地主制度の出現と、其が必然の結果として生れ出てたる小作地支配人制度及び仲小作制度、竝に開墾起原に基く永小作制度及び封建的遺制たる「繼米」制度である仍て今、此等諸制度の發因及び其の實態に付き聊か考察と説明を試みるであらふ。

(イ) 大地主制度の成立

越後は日本全國の上から見ても、地主の數の多い國であるが、其地主國たる代表地は舊新發田領なる蒲原平野である。大地主制の因て來る處は前來既に説明したる處によつても明であるように、徳川時代に於ける藩の開墾政策として先づ有力なる財産家又は有勢家或は藩士をして開墾の業を起さしめたのに原因するのである。故に斯くて成立したる新田に於ては一方に地主たる一種の貴族的支配者を生じ、其下に無數

の附屬せしことが、地主制度を出現せしめたる眞の原因であつて、其狀恰も、明治年代に於ける北海道拓殖に際し政府が大面積の土地を官の縁故を辿る有志者に拂下げ、實際の開拓には却て小作人を當らしめて今日に及べると相似通ふたるものであつた。最近某省の調査せる處によるも、東、西、南北中蒲原に於ける五十町歩以上を有する大地主百三十二名の多きを算し、其中某々三氏の如きは、全國屈指の大地主にして、其の包容する小作地は二十數ヶ村に跨り、所有面積一千餘町歩、小作人、數二千數百人に及び、殆んど他地方の小郡を一家の支配下に置く狀勢であつて、古びたる其家居は宏壯にして村の作人と交歡する構へは無きも、貴顯を迎ふるの設備に至つては其美を盡して居る。彼等の多くは或は銀行の頭取たり、貴族院議員たり、酒造業者たり、官吏たり、又縣會議員たりであつて、其自ら農業者と名乗るものも、實際に鋤を採るものとは殆んど是れなく、其の所有地より上る小作米や貸金の利子を以て生計を立つるものばかりである。殊に自村に止らずして東京其他の地方に在るものゝ如きは純然たる不在地主であつて、種々なる社會的禍害を誘ふの一原因を成して居る。

(ロ) 支配人制度

大地主制度に伴ふて起り來るものは支配人制度である、彼等の中不在地主として他郷に在る者は勿論のこと、自村に止るものと雖、其の所有地餘りに廣く自己二人の力にて管理し能はぬ場合には、自宅に總支配人を置き小作地のある部落毎に支配人を置きて小作を管理せしむるのである。即ち實際に就いて

見るに、彼等地主の家には總支配人たる番頭ありて事務に當り、又其小作地の散在する大字毎に手下の支配人を置き其區の小作に關する總ての事務、例へば小作人の選擇、小作地見廻り、小作料の減免、其の調査、小作料の取立、其他地主小作人間に於ける一切の事務に當るのである。殊に大地主に在りては農事一切を番頭に委任して自ら關する處なく、其番頭の多くは父祖代々よりの世襲であつて、其の權利は可なりに大きいものである。支配人の報酬は其取扱ふ小作米の俵數により區別があるけれども、普通一ヶ年二十圓乃至五十圓或は其取扱俵數百俵に付き一俵としてある場合もある。通常支配人は自作農又は小作農であるが、其の支配人たる地位を利用して私服を肥やすものが尠くなく、隨て地主小作人間を離隔せしむるに至こともあると云ふ。殊に檢見制度の行はるゝ地方では支配人に對する小作人の響應如何により小作料の減免を加減し、又は物品の贈賄により小作料の減免を左右する如きは、恰も徳川時代に於ける悪代官が領主と百姓との間に介在して私利を營みたるにも比すべきものがあるとのことである。

支配人數調

郡名	支配人總數	支配總反別	支配小作人總數
北蒲原郡	九一五	二、四〇八	一一、二九八
中蒲原郡	一、四九〇	九、七二二	一〇、五〇八
西蒲原郡	六一六	四七、二二	五、〇一四

舊新發田藩の新田政策と土地慣行(小野)

南	蒲原郡	七九〇
東	蒲原郡	七

七九〇

三、八六六

七

一〇

六、一三〇

二〇

〔新潟縣に於ける小作問題〕

(八) 仲小作制度

大地主制度の行はるゝ當地方に於て支配人制度と並び行はるゝものに仲小作とて、小作地轉貸の慣習が廣く行はれて居る。即ち多くの土地を有する大地主に在ては、耕地を小區域に分割して小作をなさしむるよりは、一括して小數のものと小作契約をなすを便利とするから、茲に仲小作なるものを生ずるに至るのである。換言すれば、仲小作人とは大區域の小作を受負ひたる者の謂であつて、此小作人から始めて實際の耕作者に土地を分割小作せしむるのである。此場合の實際耕作者は即ち又小作人であるが、往々にして仲小作人の下に更に仲小作人があり、再三轉々して始めて實際の耕作者に至る場合もあるが、此等は最初地主と仲小作人との間に締結したる小作料が頗る低廉なる爲めに起るものであつて、爲めに實際耕作者の蒙る禍害の大なるは云ふ迄も無い。

○仲小作制度の法律的性質を考察して見るに、仲小作の權利が賣買せられ得ること及び仲小作人が第三者たる又小作人に土地の轉貸を爲し得ることに於て仲小作は夫の物權的性質を有する小作權に克く似て居るけれども、其慣習成立の動機に於て甚しき相違がある。即ち小作權は概念上耕作者の勞營又は耕地

に對する投資價値を留存せんとすることを動機とし、同時に又之を其目的とするものであるが、仲小作制度に至ては頗る其趣を異にして居る。仲小作制度に在ては一種の受託行爲であつて、大地主が數多の仲小作人に土地を分貸する手數を省く爲めに行ふ大量貸附け方法である、然も此大量貸附たるや相手方の仲小作人が第三者たる又小作人に對する小量分貸を條件として或は暗黙の裡に之を承認して行はしむるものであるから、此場合に於て夫の小作權の發生する素地と動機とは却て此第三者たる又小作人に在るのである。又小作者が其多年の耕培により土地を肥沃ならしめ、其生産力を増加したならば、自ら其の土地に小作權が發生して所有權に對抗するに至るは當然である。斯の如く仲小作制度と小作權慣行とは其法律的性質の發因に於て著しき差異があるのであるが、更に之を經濟より云へば、仲小作制度は資本主義的經濟作用の一分脈を成すものである、即ち土地所有者が其の所有權の經濟的效力を發揮せしむる一方便として行はるゝものであるが、小作權制度は勞耕力作者の勞働成果又は若干の耕地投資の結果を自ら保護せんとするより起り來るものである。

尙茲に説明を加ふるは、蒲原地方に於て仲小作制度に類似せる永小作慣行が存在するが此の永小作の場合の仲小作（永小作人）を如何に取り扱ふて可なりやと云ふに、小仲作と永小作とを區別する方法たるや、前に述べたる小作權の理論を證じ結むれば永小作の場合にも亦適用出來るのである實際、永小作人は次段に詳述する如く開墾當時多大の勞力や若干の資本を投下して其土地の開墾に従事したるより其

土地を永久に耕作し得るの權利を獲得したのであるから設令此永小作人が其小作地の轉貸を爲して一見仲小作人たる形態を呈するに至つても、其の實質は仲小作とは甚しく異つて居る、即ち勞耕力營から發生したる權利たることに於て永小作制は仲小作制とは根本的に異なるのである。併し農村社會政策として此種の仲小作に等しき大面積を有する永小作者ある場合之を存續せしむることが可なるや否やは、姑く別問題として考慮すべきであるが、茲には唯其特質を闡明するに過ぎぬのである。

(二) 永小作制度

1 慣行の概念

永小作地は舊紫雲寺潟跡に立てられたる紫雲寺村の土地及び福島潟の縁邊其他の地方に點々存在する、紫雲寺村内に於ける永小作地は享保年度の開發當時より存續して今日に及べるものであるが、茲に聊か重複ながら永小作に關する事件として開墾成就後に於ける地主たる願人と、小作人との間に起れる元文元年の論争のことに就て再言を試みたい、既に前項にも説明したる如く、當時小作人側は開墾地に入地したる際一町歩に一兩宛の地代金を納付したと云ひ、地主側は受取らぬと云ひ、遂に幕府に訴訟を起した結果、小作人側は敗訴し、其の主謀者は追放の刑に處せられたのであるが、私法的爭議に對して幕府が刑罰を以て臨んだのは今日から見れば甚だ奇異なる感があるが、之も封建時代の仕法として有り勝のことであつたらふ、併し主謀者を刑罰に處する位ならば、何故に當時の小作人たる名子に永小作權

を認めたとのであるが、當時の訴訟に於て地主が勝訴となりたるに不拘、其の「名子」を普通の小作人として取り扱ひ得なかつたのは、其處に何かの深い理由があつたのでは無いが、確實なる資料によらぬ判定は動もすれば臆斷の弊に陥るから、斯の如きは此の場合寧ろ避くべきであるが、思ふに當時の作人が何程所謂強慾無智の者であつたにせよ、一厘半錢の地代金を願人に納入して居らなかつたならば、開墾成就の僅か翌年たる元文元年に於て、彼が如く封建治下の壓制を犯して幕府に訴訟すると云ふようなことを敢て爲し得たであらうか、彼等が其の之を斷行したる所以のものは、事實に於て地代金を納付せしめられたものでは無かつたらうか、地主と小作との私法的争論に對して刑罰を加へたる幕府の仕法は、必ずしも公平無私なる捌きであつたとも思はれぬ、左ればこそ作人の權利をも若干は認めて此村に永小作制度が発生し、永く後年に存續するに至つたものでは無からうか。

紫雲寺村永小作調（大正十四年六月現在）

(一) 永小作人調

一町歩以上

二二一人

五町歩以上

四人

十町歩以上

ナシ

(二) 地主調

五町歩以上

一二人

舊新田發藩の新田政策と土地慣行(小野)

十町歩以上 二人
 十五町歩以上 二人
 二十町歩以上 ナシ

(三) 地主の年次調

開墾當時よりの地主	明治年間 買入れたる地主	明治年間 以前に 買入れたる地主
一町歩以上 三人	二人	二〇人
五町歩以上 二人	三人	七人
十町歩以上 ナシ	二人	ナシ
十五町歩以上 一人	一人	ナシ

(紫雲寺村役場報告)

次に福島瀧附近にも永小作地ありたることは前項引用の古文書中に「翌二十年(明治)右地所に關する永小作地及大湖水面六分以上忠治より七十郎に更に賣却」とあるに徴しても知ることを得るが、現に市島家の所有に係る太田古屋には、十町歩内外の永小作地があり、之を「善兵衛分」と呼び、小作料は「見取り」によりて納入して居ると云ふ。此地尙ほ蒲原平野一帯に永小作地が會て存續し、又現に存續するとのことは余の親しく聽聞する處であつた。

2 慣行の分類

然らば此地方に於ける永小作は之を如何なる種別に分類することが出来るかと云ふに、

一、開墾永小作

二、留保永小作(賣り預り永小作)

三、買受永小作

の三種を數へ得ると思ふのであるが、此中、開墾永小作は前來說明せる處の如き事情の下に起つたものであつて、紫雲寺村及び福島潟の周邊一帶の永小作地之に屬し、其面積は可なりに廣きものがある。留保永小作に至ては専ら地主小作人間の經濟的事情により起り來りたるものであるから、其の所在地が自然彼處此處に散在するのは云ふ迄も無い。蓋し此の永小作慣行は或る土地所有者が一家經濟上の事情により其所有地を他人に賣却し、賣却の際若干低價にて手放し、其代りに引き續き永久に其土地を耕作することの出来る慣行である。俗に之を「賣り預り小作」と云て居るのも面白いと思ふ。

次は買受永小作であるが、此の慣行も「賣り預り小作」と同じく、何等の地理的制限を受くることなく唯個人の所有地に小作人が若干の報償を提供して永小作權を買取りたるより起つたものである。此種の永小作は設令存在するとしても、其の件數は甚寡少なるべしと思はれる。

爲取換約定證

一、——步

一、——步

一、一歩

右者今般今井長八所有地都合により實に相成候處、拙者買受候に付一反歩に付金拾圓づゝ、賣殿指金候處、實證也、依而永久小作爲致候極の事、然れ共御收納米差滞り候節は速に引上候事、若し拙者都合により替地成は他へ賣却候節者右、指金賣殿へ相返し可申候、爲後日之保證人連置約定證依而如件

明治十九年十二月十日

右地主

野口儀平太郎 ㊦

保證人

小池重一郎 ㊦

扣小作人

山田三平殿

(山田要吉先代に差入れたるもの)

(新潟區裁判所保管)

3 永小作者の權利

次は永小作權の法律的作用であるが、其の主要なるものは永小作權の讓渡及び質入れである。而して此の永小作權の讓渡に於て面白いと思はるゝのは、永小作人が其の永小作權を他人に賣却し又は質流れとする場合に在りても、尙ほ引き續き其土地の小作を繼續する爲め買取主に對し新に又小作證文を入れることである。是れ、自作土地所有者が其土地を賣却しながら、永小作權を留保する場合に相似たる

ものであつて、永小作權者が、其の權利を賣却し又は之を質流となしたる際、其買取人又は金主に對して新に又小作契約を結ぶのである。是れ土地所有者たる農民や貨幣經濟の苦痛を免れん爲め、其土地に附いたる權利を放つて永小作人は小作人と落ち行いても、其土地の占有丈けは成るべく之を繼續せんとするものである。

▲例、永小作權賣却證文

△小作田方賣渡し證

北蒲原郡堀切村大字菅實地字へノ割

一、田方一町步也、但し菅實新田貢稅地の内地主金子新田白勢長衛殿御抱持地拙者預り小作地也

此入附米八石也

此賣渡代金百七十圓也

右者拙者要用の儀に付、前記の小作田方今般賣殿へ賣渡し、代金百七十圓也、只今正に受取申候處確實也、依之本日より該小作田方賣殿は勝手に御耕耘被成下度、右地主入附米へ不申及、該田方に相懸ル諸人足等渾て賣殿にて御勤め可ヒ成候、該小作田方に付他に故障無之候間、若萬一脇外より故障之筋申出候者、有之候節は、拙者方にて引受賣殿へ聊も御迷惑相懸申間敷候、爲後日小作田方賣渡し證書一節如件

明治廿八年四月十九日

小作賣渡人大字菅實

長谷川 林多 印

大字竹島

舊新發田藩の新田政策と土地慣行(小野)

山田岩吉殿

(新潟地方裁判所、新發田支部保管)

例、永小作權を賣却して同地を又小作に附する證文

△小作株賣渡證文の事

字前横の割

一、田畑七反五畝步 但竹島新田御高辻の内地主中村濱、佐藤三郎太郎殿御抱持地拙者預小作地也

此入附米十八俵三斗

内

葭生 不殘

松山一ヶ所

合反別七反五畝步

此小作株讓渡代金四拾兩也

右者拙者勝手に寄、此度貴殿へ前書代金にて親類相談の上讓渡代金四十兩也只今儘に受取候實正也、依之右田畑に付地主使未納等一切無之候間、當申年より貴殿名前に切替相渡候上は、勝手に御所得可被成候、然ル上は田方に相懸り候諸普請通共村並通り貴殿方に而御勤可被成候、爲後日親類が判村役證人小作田畑讓渡證文差入申所依而如件

明治五年申年四月

小作株讓渡主

稻荷岡新田

吉田藤兵衛 印

親類引受人

同村

井畑戸平次 ㊦

古田新田

口入證人 齋藤金藏 ㊦

竹島新田

山田太藏殿

前書の通り小作株讓渡聞届之處相違無御座候、依而奥書切形如件

申四月 竹島新田

村役人 竹前甚吾 ㊦

(新潟地方裁判所新發田支部保管)

△小作田畑又小作人證文之事

字前横割

一、田畑七反五畝歩 竹島新田御高辻の内、地主中村濱佐藤二郎太郎殿御抱持地貴殿預り小作株地也

此入附米 拾八表三斗

此小作米 五俵

右者拙者義當申一ヶ年貴殿員持分の小作又小作扣預り申處相違無御座候、依而右田畑入附米小作上米共米症繩俵拵迄入念十月中貴殿御差圖の藏所迄持送り皆濟可仕候、萬一未納等仕候はゞ又小作御取扱は不及申拙者所持品何成共相渡し、引足り不申節は引受人辨濟致、貴殿エ聊御迷惑御損等相懸申間敷候、且つ又普請等の義も町步掛りの所は却而村並の通り拙者方に而引受、不限晝夜實體に相勤可申候尤勤方無相違實體に候はゞ、又小作には候得共、年々水入、證文不及書替、此水入を以て兩三ヶ年も御預ク置可被

舊新發田藩の新田政策と土地慣行(小野)

(三三)

一二五

下爲念小作扣預水入證文引受が判仍而如件

明治五年申四月

西岡島新田

一札入主 長谷川 徳次郎 ⑧

古田新田

親類請人 齋藤 庄吉 ⑧

竹島新田

山田 太藏 殿

(新潟地方裁判所新發田支部保管)

○例、永小作地を質流にして又小作人となる證文

△田畑小作地質流證文之事

字仲横割

一、田方一町步 但竹島新田御高辻の内中村濱佐藤三郎左衛門御抱持拙者小作地也

此入附米貳拾俵也 反に八斗代

此質流代金九拾六圓二十六錢四厘

内

金五拾圓也 元質代金

金四拾六圓二十六錢四厘 此度増金

右者拙者儀去る慶應元丑年十二月前書小作地寅卯貳ヶ年季貴殿御實地に差入置、當年季明に候得共、受戻し手段無之、規類相談の上増金四拾六圓貳拾六錢四厘只今儘に受取質流に讓渡候處相違無御座候然る上は來る辰年より田方入附米は年々十月中米症纏拏迄入念地主所土着濟——人書請何によらず、町步掛りの所、都而村竝の通貴殿方に而御勤御勝手次第御所持可被下候、右小作地に付自他故障毛頭無御座候、後證、田方小作地質流證文加列依而如件

慶應三年十一月

古田新田

田畑質流主

同 村

親類證文

同 村

同 斷

六 藏 ④

喜 兵 衛 ④

善 太 耶 ④

保 左 衛 門 ④

甚 右 衛 門 ④

下眞野原新田

同 斷

竹島新田

百姓代

舊新發田藩の新田政策と土地慣行(小野)

竹島新田

太右衛門 殿

(新潟地方裁判所新發田支部保管)

△小作田方又小作水入證文之事

字仲横割

一、田方壹町步 但竹島新田御高辻の内中村濱佐藤三郎左衛門殿御抱持貴殿小作地也

此入附米貳拾俵也

此小作上米四俵貳斗

右者拙者儀未辰壹ケ年貴殿御持分の小作又小作に扣預り申候處相違無御座候、依て右田方入附米小作上米共米症細俵拵迄入念、十月中貴殿御差圖の藏所エ持送り皆濟可仕、萬一未納等仕候は、又小作御取放は不及申、拙者所持の品何成共相渡し引足不申節は引受人辯納いたし、貴殿エ聊御迷惑御損等相懸ケ申間敷候、且つ人普請何の義に不寄、町步掛り之所は都而村並の通拙者方に而引受、不限晝夜實體に相勤可申候、尤無相違實體に候は、又小作には候得共、年々水入證文不及書替、以此水入兩三ケ年も御預ケ置可被成、爲念小作扣預水入證文引受人加判依而如件

慶應三卯年十二月

古田新田

田方又小作扣預り主

同 村

親類受人

同 村

六

藏

印

喜

兵

衛

印

竹島新田

太右衛門殿

(新潟地方裁判所新發田支部保管)

4 永小作權の解除及消滅

藩制時代に舊紫雲寺潟及び福島潟の跡に打ち立てられたる新田には可なり廣き永小作地があつたのであるが、此の永小作地中には今日迄現存するものもあるけれども、明治初年の地租改正當時以來解除又は消滅せられたるものが少くないのである、而して永小作權の解除及び消滅の方法として取られたるものには、左の三方法が用ひられたるものゝようである。

一、永小作權の無償消滅

二、土地分割による解除

三、地主の永小作權買取による解除

此他尙ほ小作人が土地を買取る場合のあることは想像し得らるゝけれども、調査地域に於て其の事實あることを聞知するを得なかつた。

偕て此の三種の永小作權解除法は如何にして行はれたかと云ふに、其の無償解除は主として明治初年地租改正の頃地主の専斷により行はれたものらしいのであるが。(溝口景福氏談)此種の消滅の行爲に近

舊新發田藩の新田政策と土地慣行(小野)

年に至る迄も往々にして行はれたらしく、現に北蒲原郡長浦村大字内沼にては地主が小作人から永小作證文を取り上げて、之を焼却して仕舞つたと云ふ事實が傳へられて居る。(妹屋小作官、佐藤逸策氏談) 明治初年小作百姓の無智文盲なるに乗じて目先の利いた地主が種々の手段を以て永小作權の無償消滅を圖つたことは當時のこととして有り勝ちのことであつたらう。夫の明治十九年より三十年頃迄も繼續したる紫雲寺村住吉新田の永小作訴訟事件の如きは、地主が小作料の増徴を行はんとし、小作人之に應ぜざる爲め其土地を引上げんとせる爲めに爭議が起つたのである、而して當時紫雲寺村にては小作人の勝訴に歸した爲め今日まで永小作地が残在して居るのであるが、訴訟を起す丈けの勇氣と資力の無かつた地方では、地主の云ふが儘に小作料の引上げに應じて、永小作權の實質的消滅を餘儀なくせられたものもあつたことと思はれる。前記長浦村大字内沼の事例の如き之を證すべき一例である。

次は土地分割と地主の永小作權買取りであるが、此二方法は別に珍らしいことではなく、雙方の協議により地主と永小作人との間に於て其の權利の多少に應じ、或は土地を分割し、又は地主に於て永小作權を買取り或は永小作人に於て土地を買取るのであつて、實際に最よく行はれ易き方法である。明治六年に於て北蒲原郡新鼻新田の永小作地を處理するに當り、土地分割の方法及び地主が永小作權を買取る方法とを併用したるが如き、又明治四十五年に於て同地嘉山新田を雙方に於て分割したるが如きは、之が好例として見るべきである。

約定念書之事

新鼻新田之儀者不殘永小作地之處今般地券被仰出候ニ付永小作分地致候歟亦者賣買候共際付候様御沙汰之旨地主より御申談に付永小作人一同評議之上山倉園内者地主七分五厘小作貳分五厘分地致し候極め字古園新園之儀は地主江御纏り申上不殘永小作地買上ク貫ひ候極め熟談致し御趣意右之通り。

一、字古園新園田畑葺生共文久二年より明治六未年迄拾ケ年地主取米平均之上永小作人三五挂德米參升利ニ而不殘地主へ買揚げ候極め

但し三五挂德米相挂候税金之儀者追而金税御定之節永小作人より差出可申極め

字古園田畑葺生共

一、反別貳拾七町四反七畝二五步三尺

拾ケ年平均

地主米百六拾四石七斗四升三合七夕。

三五挂ケ小作德米

五拾七石八斗三合三夕

此代金千九百廿六圓七拾四錢四厘

但し壹人別之儀者別冊取調通

右者當酉暮代金御渡し被成下候旨御申波に付他村より出作り永小作人は少々故夫々他田畑買受候手段も有之候故御渡し方相極り候得共當村之義は他村に別離之村立與申殊に不殘共永小作に候得者差當り外田畑買受手段も無之且亦親代々相傳之永小作地に候處代金受取無謂遣散し候而者不本意至極之儀に付當酉一月より來る卯之十二月中迄七ケ年中御預り貫ひ度旨相願候處格別之譯け以て御預り被成下難有安堵仕候尤利足之儀者讓渡候直段を以壹圓に付米三升利勘定に而年々御渡被下候旨是亦難有奉存候依之約定念書差上置申處如件

舊新發田藩の新田政策と土地慣行(小野)

明治六四年十二月

新鼻新田

古 山 藤 七

外廿八人

世話人

小 林 則 作

古 山 藤 七

佐々木豊松

齋藤七郎治殿

前書之通り七々年中御預り被下候得共猶亦勝手に寄年延願候節者御聞濟被下候極め尤も利米之儀は壹々年平均三升利に而は御損徳も可有之付御願中御入付米五分通り取御勘定被下候様奉願候處是亦御聞濟被下難有奉存候爲後日未書依如件

明治六四年十二月

新鼻新田

古 山 藤 七

外廿八人

齋藤七郎治殿

字新園田畑葭生共

一、反別貳拾五町九反拾貳步三尺六寸

拾々年平均

地主米八拾八石貳斗〇三斗

三五挂米

三拾石八斗六升九合九夕

此代金千貳拾八圓九拾七錢四厘

但壹人別之義は別册取調之通り

右者當酉暮代金御渡し被成下候旨御渡しに付他村より出作り永小作人者少々之儀故夫々外田畑買受候手段茂有之候故御渡方相極
り候得共當村之儀者他村に別離之村方與申殊に不殘共永小作に候得者差當り外田畑買受手段茂無之且親代々相傳之永小作地に候處
代金受取無謂遣散し候而者不本意至極之義に付當酉一月より來る卯十二月中迄七々年中御預り實ひ度旨相願候處格別之譯け以御預
り被成下難有安堵仕候尤利足之義者讓渡候直段を以金壹圓に付米參升利勘定に而年々御渡し被下旨是亦難有奉存候依之約定念書差
上置由處如件

新鼻新田

渡邊 惣 八

外五人

世話人

小林 則 作

古 山 藤 七

佐々木 豊 松

齋藤七郎治殿

前書之通七々年中御預り被下候得共猶亦勝手に寄り年延願候節者御聞濟被下候極め尤利米之儀は壹々年平均三升利に而は御損徳
茂可有之に付御預り中御入附米五分通取御勘定被下候様奉願候處是亦御聞濟被下難有奉存候爲後日未書依而如件

新鼻新田

長谷川 長 作

明治六酉年十二月

舊新發田藩の新田政策と土地慣行(小野)

外廿七人

世活人

小林 則作

古 山 藤 七

佐々木 豊松

齋藤七郎治殿

(市島家保管)

御 請 書

大字新鼻大字新鼻新田大字嘉山地内貴殿御所有地にして拙者共小作地今般丈量相成候に付左記の條項異議無之此段御請仕候也

左 記

一、永小作地更地丈量の上分地する事

但し地主七分五厘小作二分五厘の事

二、分地場所は地主に於て適宜の事

三、分地に係る一切の費用は分地権利者に於て負擔の事

四、分地に係る公稅諸課賦は本年壹月六日以後分地結了精算の上分地権利者に於て負擔の事

五、水入反別に異動生ずるは勿論に付實地丈量反別に改正し入付米を付する事

六、水入地目卜實地々目に異動あるは隣地々目に入付を改正する事

七、入付反別は畦畔打込の事

八、道敷及用惡水路は更正圖に無之とも必要と認むる場所は入付を免除し又は更正圖に有之候とも必要なき場所は入付を付する事

明治四拾五年七月八日

丸山利三郎 ㊦

外百十三人

右差配人

若月文三郎 ㊦

北蒲原郡中浦村大字天王

地主

市島初之丞殿

(市島家保管)

(木) 繼米制度

「繼米」は又別に差し米等と稱へられ其の起源に就ては故老田宮鐵太郎氏に於ても之を詳知しないとのことであるが、當時本榊五斗に對する壹割六分に當る八升の増徴米を以て繼ぎ米としたことは他地方に於ける込米とは多少其趣を異にして居る様である。此の問題に對し余の推測の一端を洩らすことが許されるならば、新發田藩に於ては前既に述べたるように、檢地丈量の際、「縱九横八」と云ふ如き方法を以て百姓の爲めに却て其の土地の面積の量り込みをしてやつたとのことであれば、此の量り込みに對する藩の對價として繼米を増徴したものでは無いかとも思はれる。

新發田藩が其丈量に於て量り込みを行ひ、徴税に於て密かに繼米として餘分の貢米を徴して居たのは或は年々増加し行く新田の高を公けにして却て幕府より難題の申附があればせぬかを恐れはしたものの

舊新發田藩の新田政策と土地慣行(小野)

(一三三) 一三五

の、藩庫としては農民より取るもの丈けは取らねばならぬ爲め、斯くも本俵の一割六分に當る丈けの繼米を徴したものではなからうか。

唯仔細に考察すべきは實際の納付量六斗の内が三様即ち五斗の本榾、八升の繼ぎ米及二升の加徴となるから、五斗と八升は藩が公然徴收するものであり、二升の分は百姓からの注意によりて納入するものであるから、此の二升こそ他地方の込米に相當するものではないかとも思はれるが、是迎も余が一片の想像に過ぎぬ。

乍去、此の繼米の起源は何れに在るにしても、今日小作慣行として現存する此の慣習の形態は全く他地方に於ける「込米」「入榾」又は「サシ米」と同じものである。然らば何故に租税制度から小作慣行に「繼ぎ米」の制度が移つたかと云ふに、田宮氏の回答によれば小作米も藩庫の貢米と同じく其大部分は地主の手に於て商品として他地方に移出せらるゝものであるから、貢米同様に小作人から餘分に米を徴收したるに基くものゝようである。尤も明治維新地租改正の際、此の繼ぎ米は廢止せられて本榾に合算せられたるものがあり、又米穀検査の行はれ始めた際、小作人に對する獎勵米の意味で免除せるものもあるけれども、今尙ほ此の慣行を存續せる村方のあることは後段引用する小作證書の文言に徴しても知ることが出来る。

以上舊新發田領に於ける特殊土地慣習たる大地主制度、支配人制度、仲小作制度、永小作制度及び繼米制度の發生原因及び其の形態につき説明を試みたのであるが、此等特殊なる土地制度の形態が其主要なる原因となつて種々なる社會的弊害を生み遂に近年の小作問題を誘致するに至りしものである。

第七 土地制度の缺陷と農民紛争

蒲原地方に於ける土地制度上の弊害は前來述べたる處により明なる如く、夫の全國にも稀なる大地主制度の行はるゝこと、之に伴ふて起りたる支配人制度及び仲小作制度であるが、然かも此の大地主制度や、支配人制度や、仲小作制度やは單に農村社會の弊害たるに止まつて、未だ農民争議の直接なる原因を成しては居らぬ。勿論蒲原地方に於て近年小作争議が頻發するに至つたのは大地主が多いと云ふことが多分に根本の原因を成すものではあるが、昨今一層直接に社會の問題として現はれて居るものは小作料減免の問題を除けば、繼米の存廢問題と小作權の問題である。仍て舊時の土地慣習と關聯ある此の繼米制度と小作權問題に關する争議の概要につき述ぶることとする、思ふに小作料の一部として納付し來りたる繼米を將來存續すべきや否やに就ては既に明治の半頃より此地方に於て争論が行はれたものらしい、現に明治二十六年辯護士岡山某氏は紫雲寺村内の繼米争議に就て右の如き鑑定書を裁判所に提出して居る。

差し米を古來地主に納め來りたるは、枳減を補充する納め人の注意に基きたるものに過ぎざるものに相違なかるべく、故に納米に不足なき以上は差し米を納むるの義務なかるべき筈なり。且つ差し米を入附増米と認め入附米の外に米を地主に納むるは慣習にして小作人の義務なりと云ふには其證據并に其慣習の成り立ちたる相當の理由なかるべからず、若し其理由を見出さんとせば、枳減を補充する納入の注意と云ふの外なかるべし、故に納入に於て注意を加へ、入附米の不足高を生せしめされは可なり、差し米を地主に納むるの義務なし(紫雲寺村横野嘉左衛門氏保管)

實際此の繼ぎ米は既に述べたる如く、明治初年地租改正當時に本枳に編入せられたる残りものか又は米穀縣検査開始の際の整理に洩れたるものであるが、今日に於ても小作人側に於ては繼米を納付するの義務なしと主張するに反し、地主側は之を徴收せんとするから、結局双方の間に、爭議を醸生するに至るのである。

次は小作權に關する問題であるが、此の小作權に關する爭議たるや、最初小作人に於て小作料の減免を地主に要求し、要求が容れられざれば、小作人は自ら適當と思ふ程小作料を納入し残り分を納入せぬ處から、地主の方より土地返還要求の訴訟を裁判所に提起することになるのである、然るに小作人は之に對して直に永小作權確認の反訴を提起すると云ふのが此種爭議に於ける普通の順序である、然かも小作料減免問題に絡まりて提起せられたる其證據書類中には小作人側に取りて不利なる色彩を帶ぶるものがないではない、茲に事例として掲ぐる二葉の證文の如き即ち其れであつて、證文面によれば何等永小作慣行の實體を認めるの文字は含まれて居ないのであるが、併も此種の證文を入れある場合に在つても

其の小作慣行の下に潜む心素如何を見るに小作當事者の一方たる小作人は其の土地を永久に耕作し得べき舊慣習の下に耕作し來れるものであるから、今更土地の返還を要求せらるゝ道理は無いと思ふて居るのである。

小作誓約證書

私儀北蒲原郡水原町大字下條、山口新田地内貴殿御所有別紙記載の土地反別大正拾貳年一月より大正同拾貳月迄壹ヶ年間扣小作仕候に付支配人を保證人として連署左の通り小作誓約仕候

一、扣小作地は原形の通大切に相守可申候、萬一步數減少するか、或は境界紛亂したる節は必ず原狀に回復可致候若し其能はされは相當損害を補償可致、其節に至り毫も異議申間敷致候事

但該小作地反別は改正調に依り參百歩を以て一反とす。

一、改正調反別と雖、若し步數増減を生したる場合、其筋へ御願立の上、步數更正相成候節は其時より更正步數に應し入附米を加減し納付可致候事

一、貴殿の御承諾を得ず隨意に地目を變換し又は地盤を變更する等決して致間敷候事

一、入附米は別紙記入の數量を四斗入貳重俵本縣米穀検査合格米とし、大豆は五斗入とし、品質精選し、當年拾貳月參拾日迄に貴殿御差圖の場所へ運搬皆済可致、右期限場所に就ては決して異議申間敷候事

一、天災の爲め非常凶作の年柄は實地御檢見の上、稻毛相當の割合を以て入附米減額被下候に就ては其減免に對し彼是勝手々間敷請願は致し不申、且つ稻毛刈取後は如何様の事あるも免除又は減額等決して請願致間敷候事

一、右一項たりとも本誓約に違背したる節は勿論他に不都合と認めらるゝ所爲有之候節は小作人自ら小作權を抛棄したるものと看做し、何等手續なく小作地御引放し相成候とも、一言の異議申間敷候事

但し本文の通り小作地御引放の節作物は自分に於て抛棄したるものに付、御勝手に御處分相成候とも、其節に至り決して異

舊新發田藩の新田政策と土地慣行(小野)

議中間敷候事

一、小作人に於て本誓約に違背したる節は、本人在不在に拘らず支配人に於て、本誓約を履行すべきは勿論保證義務を負擔可致候事

大正十二年三月二十九日

小作人

田 口 安 次

高 橋 榮 吉

相 澤 得 太

小 池 清 三 郎

相 澤 六 三 郎

齋 藤 周 策

坂 井 秀 太 郎

坂 井 善 二

坂 井 八 次 郎

坂 井 盛 一 郎

坂 井 五 藏

支配人

畠 山 善 二 次 郎

宇 尾 野 角 太 郎

北蒲原郡水原町大字下

□□□□殿

小作水入証文

右は北蒲原郡葛塚町大字太田左屋に於て貴殿御所有地當酉一ヶ年限り拙者共扣小作仕候處實正也、然る上はたの事項誓約仕候

一、本地入附米には壹割の繼米を加へ、斗枿を加ヒ、四斗入と相定め品質精選可致候事

一、本縣諭告農事改良必行事項及農事に關する法令等堅く遵守可致候事

一、入附米は來る十二月限り貴殿の御差圖の場所へ運搬皆濟可致候事

一、扣地境界は大切に相守り可申、萬一反別減少するか或は亂亂致候節は、扣主に於て岐度辨償致候事

但し本地入付反別は従前の通り參百歩を以て壹反歩と稱すること。

一、貴殿の御承諾を得ずして扣地の地目を變換し或は地盤の變史等致間敷候事

一、播種の品類は御指揮に違背致間敷候事

一、入附米滯納に及候節は相當代金を以て御取立相成候共異議無御座候事

一、拙者共に於て猶又引續小作御願申候節は別に水入證書差入不申候共、此證書を以て向ふ五ヶ年間效力あるものと御見做相成

候共異議無御座候事

一、此約束に違背するものは勿論何事に不限拙者共に於て不都合の廉有之候節は小作地御引放の上臨時作物も御自由に御取計ひ

成候共決して異議申間敷候事

爲後日小作水入證書依て如件

大正十年九月十二日

北蒲原郡葛塚町大字太田古屋

右小作人

横 地 松 次

右差配人

林 幹

地主

□□□□殿

斯くて地主に於ては其所有に係る小作地が永小作にあらずして普通の小作地であると云ふ證據には小作人から地主に入れたる證文には何等永小作に該當すべき文字が無いが、其れてあるのに小作人は何を理由として其地を永小作と主張するのであるかと云ふのである、小作人は之に對して小作證書は地主自ら認め又は印刷に附したる様式を小作人に渡し之に捺印を強要したるのであるから、小作人の意思より出でたるものには無い、現に吾等が占有する土地は祖先相傳の耕地であるから法律上の永小作地に該當するものであると主張するのである。

緒て此種の小作爭議中繼米の問題は舊藩時代に於ける年貢納入制度に原因することに於て疑を挾む餘地なしとするも、後なる小作權問題に至ては其が如何なる程度に於て藩制時代の土地慣行に原因するものであるかに就ては更に一段の考察を試むるを要する、小作人側の意思の中には蒲原地方一帯は昔時小作人の勞營によりて開墾せられたものであるから、其力設令文献上又は口碑上に永小作たる證跡は無いにしても、現在地主よりの強要により形式上に於ては賃貸借たる證文を入れてある場合に在つても、其の土地に對する小作人の占有權の永續即ち小作權の嚴存に就ては充分に之を主張する理由があると云ふ

のである、何となれば其土地は彼等の祖先又は現小作地の被繼承者の勞働と若干の投資によりて今日見る如き豊沃なる水田を作り出したのであるから、彼等の占有する小作地には多分に所有權に對立すべき小作權を發生する素因を孕んで居るのに、今社會の實情に適せざる現行法規により之を律し、其の條項に當條るものが無いからとて、此實在の耕作權を無償艾除して顧らざるが如きは、同地土地慣習の成立に顧みても、不都合の至りではないかと反對し且つ主張するのである。

括 要

以上余は新發田藩の舊領域を成せる今の東、西、南、北、中、蒲原の五郡地方に於ける藩主溝口家の沿革及び租稅制度の概要を述べ、其れから、開墾の方式竝に開墾成就後に於ける土地制度を説き、其れより更に最近の小作爭議の一端にも言及したのであるが、然かも、前來叙述せる多くの史實の中に在りても

一、舊藩主溝口氏が藩内の地理的狀勢に促されて其入部當時より幕末に到る三百年間に亘りて新田開發に其主力を注きたることは他の諸藩にも勝りて特に注意せねばならぬ偉大なる治績であること。

二、新田開墾の方式に或は願人開きと云ひ又は藩士開きとして大面積の特許制度を採用したる結果、大地主の發生を促し遂に舊新發田藩は今日見る如き全國有數の大地主國となるに至れること。但し今日の大地主の所有地が悉く往時の開墾制度に基因すとするのは早計であつて、其中には明治維新後に至り、兼併せられたるものも尠らざること。

三、此地方特有の土地慣習たる仲小作制や、支配人制度は前記大地主制度に伴隨して起れるものなること。

舊新發田藩の新田政策と土地慣行(小野)

四、繼米制度の起源は明でないが、今日小作慣習として残れる形態は他地方の「込米」入れ樹」と全く同様であつて故て、此地方特有の慣習とも思はれざるが故に、他藩の類似制度と相並へて見るべきものなること。

五、新田の開發に際して近郷より應募入村したる作人は其耕地を以て永久に耕作し得べきものと信し、且つ其信頼あるにより其地に家居を構へて今日に及へきものなることを想像し得べきこと。

六、特に永小作慣行の存在を當事者相互に承認したるものに在りても、明治初年地租改正の當時、小作人の無智に乘し、地主に於て之を無償消滅せしめたる事實あること。

七、然れども概括的土地慣習によりて各個人の耕作地又は各筆に附き其の權利關係を慣習の根本に溯りて探討することは到底至難の業たるを免れざること、是れ現在の所有地は或は地主の轉したるにより、又は耕作者の變りたるによりて慣習の實態の消滅したるものが尠くないのであるが、耕作者の變動したるよりも、地主の變動したる場合の方、全體の面積に於ても、又其件數に於ても遙に多きものようである。

等の諸事實に就ては特に牢記して置くを要すると思ふ。

小野 武 夫